

荒川区一般廃棄物処理基本計画 中間見直し

(平成29年度～平成33年度)



平成29年3月

はじめに

東京23区の清掃事業は、平成12年4月に東京都からの移管を受け、早17年を経過しようとしています。この間、各区が住民と協調を図りつつ、それぞれの地域に合ったきめ細かな清掃事業に取り組み、一定のルールの下、各区の特色ある清掃事業へと展開してまいりました。

本区におきましては、清掃工場のない区として、従来から推進してきた集団回収を主とした資源回収事業と清掃事業との連携の下、ごみ減量、資源化に取り組んでまいりました。

具体的には、廃プラスチックのサーマルリサイクル、使用済み小型家電の回収、古布回収の全区展開、また、あらかわりサイクルセンターの開設に合わせた、蛍光管、水銀体温計・血圧計、中型家電、廃食油の回収と回収品目を拡大してまいりました。

これに伴い、区収集ごみは、移管時の平成12年度の55,936 tから、平成27年度の44,391 tへと約2割減っています。

昔の人は、いろいろなものには魂が宿り、ものを粗末にしないようにと、小さな頃から教育育てられてきましたが、高度経済成長期である1960年代以降、ごみが増加し、自然に対して大きな負荷をかけ、環境を維持していくことが困難な状況になっています。

今回の中間見直しでは、基本理念である「環境区民による質の高い循環型社会の構築」を実現するために、区民、事業者の皆さまそれぞれがこれまでの資源消費型のライフスタイル、ビジネススタイルを見直し、日々の生活や業務の中での小さな取組を積み重ねることにより、ごみの発生抑制と有効利用を進め、豊かな環境の恵みを楽しむ社会を目指してまいります。

また、計画では、区民1人1日あたり125グラム(平成27年度比)のさらなる削減、リサイクル率25%の達成を掲げております。目標達成に向けては、昨年完成いたしましたあらかわりサイクルセンターを単なる中間処理施設ではなく、ごみ減量の普及啓発の拠点として、その能力、機能を最大限活用してまいります。

今後とも、地場産業として再生資源事業者が多数集積している強みと、下町人情あふれる地域力を活かしながら、「環境先進都市あらかわ」を目指し、成熟した質の高い清掃リサイクル事業の展開をしてまいります。皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、今回の中間見直しに際しましては、荒川区清掃審議会から貴重な御意見を頂くとともに、区民や事業者の皆さんからも多くの御意見をお寄せいただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

平成29年3月

荒川区長・特別区長会会長 西川 太一郎



目次

第 I 部	ごみ処理基本計画	1
第 1 章	計画見直しの趣旨	1
1	見直しの背景	1
	(1) 背景	1
	(2) 状況の変化	1
2	計画の位置づけ	3
	(1) 位置づけ	3
	(2) 対象となる廃棄物及び資源	5
3	計画の期間	5
4	計画見直しの体制	5
第 2 章	現状と課題	6
1	計画前半期の実施状況	6
2	現状	11
	(1) 総排出量の推移	11
	(2) 総ごみ量の推移	11
	(3) 資源回収量及びリサイクル率の推移	12
	(4) 清掃・リサイクル事業経費	13
	(5) 人口及び世帯の状況	14
	(6) ごみの排出状況	17
3	課題	22
	(1) ごみの排出抑制の促進	22
	(2) リサイクルの更なる充実	22
	(3) 区民の参画と協働	22
	(4) 適正排出の推進	23
第 3 章	基本理念、基本方針、計画目標	24
1	基本理念	24
2	基本方針	25
	基本方針 1	排出抑制の促進
	基本方針 2	リサイクルの推進
	基本方針 3	参画と協働体制の推進
	基本方針 4	適正排出の推進
3	計画目標	27
	(1) 計画目標	27
	(2) 数値目標	29
	(3) 総ごみ量・資源回収量・総排出量の推移及び目標	33

第4章	施策の体系、個別施策等	34
1	施策の体系	34
2	個別施策等	36
	基本方針1 排出抑制の促進	36
	施策① 家庭ごみの削減	36
	施策② 事業系ごみの削減	37
	施策③ 再使用（リユース）の推進	39
	基本方針2 リサイクルの推進	41
	施策① 資源回収方法の拡充	41
	施策② 資源化の更なる徹底	42
	施策③ 事業系リサイクルの推進	42
	基本方針3 参画と協働体制の推進	44
	施策① 未来につながる環境教育・環境学習	44
	施策② 地域に根差した参画と協働の推進	45
	施策③ 清掃・リサイクル情報の「見える化」	46
	基本方針4 適正排出の推進	48
	施策① 清掃事業の適正な運営	48
	施策② 家庭ごみの適正排出の推進	49
	施策③ 事業系ごみの適正排出の推進	49
第5章	計画の推進に向けて	51
1	推進体制	51
2	進行管理	52
第Ⅱ部	生活排水処理基本計画	54
1	現状	54
2	基本方針	54
3	処理方法	54
資料編		55
1	荒川区清掃審議会答申（概要）	56
2	荒川区清掃審議会審議経過等	63
3	荒川区清掃審議会委員名簿	64
4	荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抄）	65
5	区内清掃・リサイクル施設	66
6	総排出量・総ごみ量・資源回収量・リサイクル率の将来予測	68
7	用語集	71

ごみ処理基本計画

第 1 章 計画見直しの趣旨

1 見直しの背景

(1) 背景

今日、自然環境の破壊や地球温暖化、天然資源の枯渇など、地球規模での深刻な環境問題が生じており、限りある資源の抑制を図りながら環境負荷の低減に努め、自然と共生する持続可能な循環型社会*の形成が求められています。本計画策定以降、各種リサイクル法の整備が進み、更なる廃棄物の減量化・資源化とともに安定的・継続的な適正処理が求められています。

国においては、「質」にも着目した循環型社会の実現を盛り込んだ「第三次循環型社会形成推進基本計画*」において、個別の物品に応じて規制する個別リサイクル法である容器包装リサイクル法*、食品リサイクル法*、小型家電リサイクル法*などを改正・施行するなど、廃棄物行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、平成 24 年 12 月には、消費者トラブルの未然防止にとどまらず、「環境、人、地域に『やさしい』商品を選択する」、「余計なサービスは断る」、「買い過ぎない」など持続可能なライフスタイルに関する教育を通して、将来世代のための公正で持続可能な「消費者市民社会」の実現を目的とした「消費者教育推進法」が施行されました。

このような状況の中、今回の中間見直しは、計画策定から 5 年目を迎えたことから、平成 24 年度から 28 年度までの過去 5 年間のごみ排出量の推移や国や東京都・23 区の状況、本区を取り巻く社会情勢等も踏まえ、今後 5 年間の施策実現に必要な事業の修正を行うものです。

(2) 状況の変化

① 国の動向

現行計画策定後の大きな変化として、循環型社会形成推進基本法に基づき国が定める計画である「第三次循環型社会形成推進基本計画」が平成 25 年 5 月に閣議決定されたことがあげられます。それまでの循環型社会形成推進基本計画では、廃棄物処理の基本を発生抑制（リデュース）*、再使用（リユース）*、再資源化（リサイクル）*の 3R*と規定していましたが、新しい計画では、廃棄物の発生そのものを抑えることを優先順位とし、リサイクルに比べ優先順位が高いにもかかわらず、取り組みが遅れていた 2R「発生抑制・再使用」の推進を掲げています。なお、再資源化は引き続き廃棄物処理の手段の一つとして位置付けられています。

そのほか、災害時の廃棄物処理のシステム強化、有害物質の適正処理、有用金属の回収などが示されています。

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、廃棄物処理においても災害対策の重要性がクローズアップされるようになり、自然災害による膨大な災害廃棄物を日常生活から発生する家庭廃棄物等とともに、迅速かつ適切な処理体制を構築していくことが求められています。

また、平成25年10月には、水銀および水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制する「水銀に関する水俣条約*」が採択され、水銀を含む廃棄物の適正な処理が求められています。

個別リサイクル法では、使用済み小型家電の再資源化を促進する「使用済み小型電子機器等の促進に関する法律」が平成25年4月に施行され、容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付ける「容器包装リサイクル法」や売れ残りや食べ残り又は製造過程において発生する食品廃棄物について、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る「食品リサイクル法」などの見直しなどが進められています。

②東京都の動向

平成28年3月に改定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会やその後を見据え、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目標に掲げており、計画期間である今後5年間だけではなく、2050年（平成62年）まで見据えた2030年（平成42年）のビジョンを示しています。

2030年までに東京都が目指すべき姿として「良好な都市環境の次世代への継承」と天然資源の採取の段階から環境に配慮するための「持続可能な資源利用への転換」を掲げ、食品ロス*をはじめとする「資源ロスの削減」、区市町村による廃棄物の一層の資源化を促進する「廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化）」など6つの施策を柱として、廃棄物の減量や3R施策を推進するとしています。

一般廃棄物*の再生利用率の目標値としては平成32年度に27%、平成42年度に37%を目指し、最終処分量に関しては、平成32年度は平成24年度比14%削減、平成42年度は同年比25%削減を目指しており、残余年数が約50年とされている最終処分場の更なる延命化に取り組んでいく計画となっています。

さらに、有害廃棄物の適正排出の推進として、期限を定めて最終処分場での廃蛍光管等の水銀廃棄物の埋立を終了する方向で検討しています。

また、東京二十三区清掃一部事務組合*が平成27年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画*」では、最終処分場延命化のための取り組みとして、主灰のセメント原料化等の促進や不燃・粗大施設の整備を盛り込んでいます。

③荒川区の動向

区では、平成10年を底に人口の増加が続いており、これまでの大規模開発が

転入者の増えた要因となっています。人口が増加しているにも関わらず、ごみ量は減少傾向にあり、区民一人ひとりのごみの排出抑制、減量化の効果が現れていると言えます。

一方で、区民1人あたりの集団回収量が平成16年度から12年連続で23区第1位となるなど、集団回収*が大きな成果を挙げてきましたが、「区民1人1日あたりの資源回収量」、「リサイクル率」は数値目標に及ばない状況にあります。

区では、平成24年3月に策定した現行計画に基づき、基本理念として掲げた「環境区民による質の高い循環型社会の構築」に向け、環境学習などの啓発活動の充実や資源回収品目の拡充、ごみ減量のための3R推進事業の展開や安全で効率的なごみ収集・運搬体制の整備などに取り組んできました。

また、長年の懸案であった「あらかわりサイクルセンター」が平成28年10月に開設し、3R「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）」を中心とした様々なRの拠点として始動しました。

あらかわりサイクルセンターは、資源の中間処理*を行う拠点としてだけでなく、施設見学などの普及啓発活動等の場としても大きな役割を担っており、今後の効果が期待されています。

資源回収の回収品目拡大については、平成23年度に一部町会と集合住宅で調査回収を開始した古布については、平成28年度現在、町会の9割以上が集団回収品目として古布の回収を始めています。

使用済小型家電については、実証実験に参加し、平成25年6月から、他団体に先駆けてイベントや拠点において回収を開始しました。

また、リサイクルセンター開設を契機に、新たに中型家電、蛍光管や廃食油*等について、拠点回収の取り組みを開始しました。

このような状況の中で、これまで実施してきた事業の実効性の検証を行い、制度改正等に対応した排出抑制の促進やリサイクルの推進など、財源の確保等を十分に検討のうえ、更なる施策の推進を図る必要があります。

2 計画の位置づけ

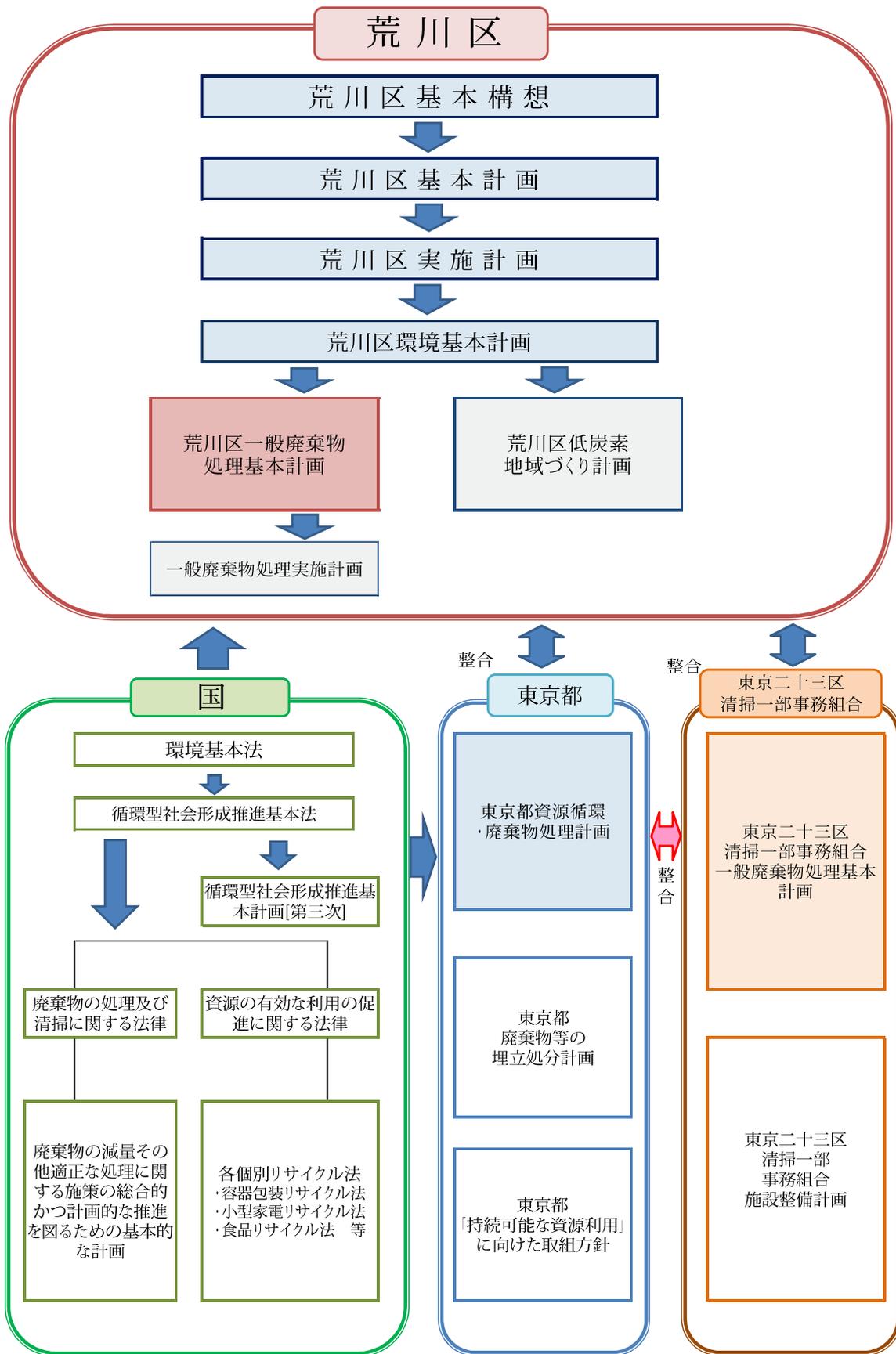
(1) 位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、区の長期計画の一つで、「荒川区基本構想」（平成19年3月）、「荒川区基本計画」（平成19年3月）、「荒川区実施計画」（平成26年3月）及び「荒川区環境基本計画」（平成20年3月）を上位計画としており、国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合との関係計画等との関連性を有しています。

また、一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水（し尿等）」に区分されるため、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から構成します。

特別区では、ごみの収集・運搬を「区」、焼却・破碎等の中間処理を「東京二十三区清掃一部事務組合」、最終処分（埋立）を「東京都」が担っているため、関係計画等との整合を図りながら策定しています。

【図表 1-1 荒川区一般廃棄物処理基本計画の位置付け】



(2) 対象となる廃棄物及び資源

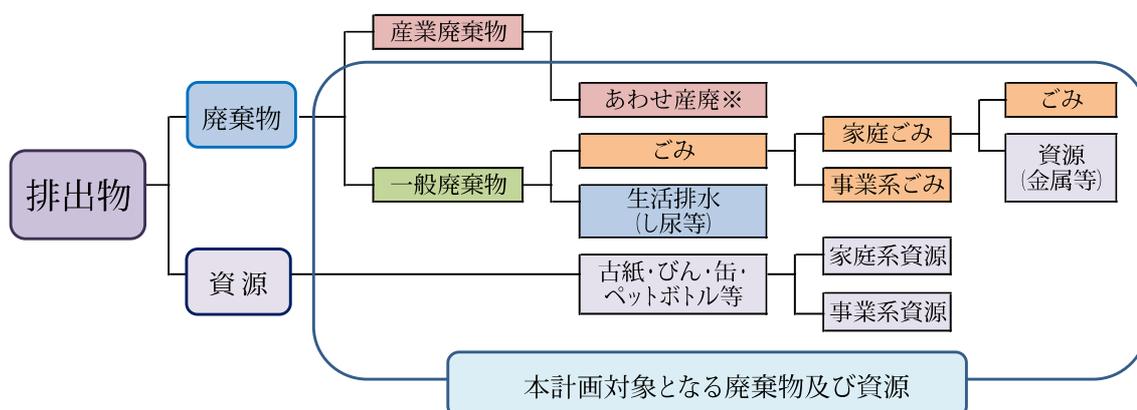
廃棄物処理法*では、一般廃棄物と産業廃棄物が廃棄物として定められています。本計画では、全ての一般廃棄物（ごみ・生活排水）、あわせ産廃*及び資源が対象となります。

一般廃棄物のうち事業系ごみについては、廃棄物処理法第3条により、排出事業者が自己処理を行うことが原則となります。

※あわせ産廃

区市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物を「あわせ産廃」といい、一般廃棄物とあわせて処理することができます。

【図表1-2 本計画対象となる廃棄物及び資源の対象範囲】



3 計画の期間

平成23年度に策定した現行計画は、計画期間を平成24年度から平成33年度までの10年間とし、中間年度（平成28年度）で社会・経済情勢等の変化を考慮した見直しを行うこととしていました。今回策定した計画は、この中間年度における見直しであり、計画期間は現行計画の後半期である平成29年度から平成33年度とします。

4 計画見直しの体制

荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しにあたり、清掃リサイクル事業に携わる事業者、区民代表（区内団体代表者等）、学識経験者などで構成された区長の附属機関である「荒川区清掃審議会」に対し、「荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的な考え方」について平成27年8月に荒川区長が諮問を行いました。

その後「荒川区清掃審議会」からの答申を踏まえ、環境清掃部内に環境清掃部長を委員長としたプロジェクトチームを組織し、環境清掃部清掃リサイクル課と荒川清掃事務所が中心となって計画見直しを行いました。

第2章 現状と課題

1 計画前半期の実施状況

前半期の実施状況

現行計画における前半期（平成24年度～平成28年度）の施策の実施状況については次のとおりです。

基本方針1 環境区民による協働の推進

環境区民（「区民・事業者・区」の総称）がそれぞれの役割を明確にし、環境意識の向上を図り、協働して質の高い循環型社会の構築を目指すものです。

No	具体的な取組	実施状況等
1-1	区民が楽しみながら取り組める視点や工夫の普及啓発事業への導入	○環境・清掃フェア等のイベント、園児や小学生を対象とした環境教育・環境学習などを実施し、区民が楽しみながら取り組めるような視点に立った普及啓発事業を行っている。
1-2	「あらかわエコセンターホームページ」や「環境情報誌エコとも」を活用した情報発信	○区報環境清掃特集号、区ホームページやツイッターに整理・統合した。 これらを活用し引き続き情報発信を行っていく。
1-3	あらかわエコセンターの活用による普及啓発	○あらかわエコセンターにて、ごみ減量講演会やリサイクル工房等の普及啓発事業を行っている。
1-4	単身世帯等へのPR推進（資源回収に関するメール対応等）	○区ホームページで町丁別の資源の回収日の案内を行っているほか、資源の回収場所及び回収日のメール対応を行っている。 ○荒川区に転入してきた区民に対し、区の便利帳や地図などと併せて、ごみの分別方法や回収日に関するチラシも配布している。 ○町会の協力を得ながら、集積所にごみや資源の回収日と分別方法の表記など適正排出の取組を行っている。
1-5	多国籍化への対応（イラストを効果的に使ったパンフレット作成等）	○英語、中国語、韓国語で表記されたごみや資源の分別チラシを作成している。 ○区報のごみ分別記事は、イラストを多用するなど、日本語が不自由な方に視覚にて理解してもらえるように工夫している。
1-6	転入者への周知推進（不動産事業者等への協力依頼）	○東京都宅地建物取引業協会荒川区支部に対して転入者向けのごみや資源の分別方法のチラシの配布依頼を行っている。
1-7	荒川区役所環境配慮率先行動プランの実施	○荒川区役所環境配慮率先行動プランに基づき、コピー用紙やごみの発生抑制、再利用・再資源化の推進、グリーン購入やペーパーレスシステムの推進を行っている。
1-8	事業者への更なる働き掛け（紙ごみの減量）	○区報や区ホームページ等にて、事業者に対しごみ減量への働きかけを行っている。 ○東京商工会議所が実施しているオフィスの紙をリサイクルする取組を周知していく。
1-9	事業者への更なる働き掛け（生ごみの減量）	○区報などで、事業者に対しごみ減量への働きかけを行っている。 ○事業者の生ごみ・食品ロス削減に取り組む「あら！もったいない協力店」などの募集を行っている。

No	具体的な取組	実施状況等
1-10	事業者への更なる働き掛け (環境に優しい製品の販売やリターナブル容器の使用等)	<ul style="list-style-type: none"> ○区報や区ホームページ等にて、事業者に対しごみ減量への働きかけを行っている。 ○商工会議所や商店街連合会などと連携しながら事業者向けのごみ減量やリサイクル推進のための活動を展開していく。
1-11	優良な事業用大規模建築物所有者の紹介等	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量や環境に優しい製品の販売などの環境活動に積極的に取り組む事業者については、平成23年度より「環境区民大賞」で顕彰を行っている。 ○区ホームページ等により、小盛メニューの提供や宴会時の食べ切りなど食品ロス削減に取り組む「あら!もったいない協力店」の紹介を行っている。
1-12	ごみ減量やリサイクル等に積極的に取り組む優良事業者の紹介	
1-13	清掃・リサイクルに関する経費等の情報の「見える化」	○区報や区ホームページ等にて、ごみ量の推移と併せてごみ処理経費について公表している。
1-14	東京二十三区清掃一組の情報の「見える化」	○区報や区ホームページ等、小学生を対象とした環境学習にて情報を周知している。
1-15	最終処分場の現状に関する情報の「見える化」	
1-16	小学生への環境教育・環境学習の更なる充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校に出前授業を行う環境学習や、夏休み親子バス見学会、夏休み子どもリサイクル工房、環境・清掃フェア、各地域のこどもまつり等でゲームや清掃車積み込み体験等を実施している。 ○平成26年度からは、食育や食品ロス削減についての環境教育も拡充している。 ○平成28年10月からは、あらかじめリサイクルセンターを用いた体験型学習(中間処理見学・工房教室等)を実施している。
1-17	体験型学習等の推進	
1-18	新リサイクルセンターの整備	○平成28年10月開設。

基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進

家庭・事業者それぞれが発生抑制に重点を置いた3Rの推進に加え、多様なRの取組によりごみ減量を目指すものです。

No	具体的な取組	実施状況等
2-1	分別の更なる徹底に向けた取組の実施	○区報や区ホームページ、チラシ等にて、可燃ごみに含まれる古布や紙製容器包装類等の古紙、不燃ごみに含まれるびん・缶類の分別の徹底を図るよう周知している。 また、小学生に対しても、環境学習にて分別ゲームなどを行い、普及啓発を実施している。
2-2	レジ袋削減のためのマイバッグ利用促進（モデル商店街との連携）	○レジ袋削減の取組については、モデル商店街（三の輪銀座商店街振興組合、荒川銀座商和会商店街振興組合、おぐぎんざ商店街振興組合、熊野前商店街振興組合）やモデル事業所（三菱電機ビルテクノサービス・クリナップ）等と連携し、利用促進活動を実施した。
2-3	レジ袋削減のためのマイバッグ利用促進（モデル事業所との連携）	○荒川区役所庁内において、マイバッグ利用促進のPR活動として、地下売店での職員へのマイバッグ貸出し等を行っている。 ○マイバッグ利用促進については、小学生に配付するリーフレットなどでキャンペーン終了後も、引き続き周知に努めている。
2-4	マイはし・マイボトルの利用促進	○平成24・25年度に作成したマイバッグ利用促進のリーフレットにマイはし・マイボトルの利用促進について掲載した。 ○平成26年度以降については、もったいない事業（食品ロス削減事業）のリーフレットにマイはし・マイボトルの利用促進について掲載し、全区立小学校の児童に配付した。
2-5	ごみ減量アイデア募集	○リサイクル工房等のイベント時にごみ減量アイデアのアンケートを実施し、区報等で紹介した。 ○平成27年度からは、食品ロス削減のためのレシピ（もったいないレシピ）を募集し、区報・区ホームページ等に掲載している。
2-6	生ごみ処理機等の購入助成	○区報や区ホームページ、ごみ減量講演会や夏休み親子バス見学会等で積極的に周知し利用拡大に努めている。 ○平成27年末までに延べ77件助成している。
2-7	家庭系ごみの有料化の検討	○家庭ごみの有料化の前提として、ごみとして出される資源の分別の更なる徹底や、新たな品目の資源回収の実施など様々な新たな施策を行っている。
2-8	リサイクル工房の実施	○平成27年度は、全40回実施。
2-9	フリーマーケットの実施	○平成27年度は区主催で年3回実施。
2-10	リサイクルひろばの実施	○区内施設44か所に掲示、区ホームページの他、平成24年度より子育て応援サイトともリンクを行っている。 ○平成27年度は提供数が55件のうち21件が成立。
2-11	家具のリサイクルの実施	○平成28年度は、11月に実施。
2-12	リユースの普及に向けたリーフレットの作成	○平成24・25年度に作成したマイバッグ普及促進のためのリーフレットや、平成26年度に作成したリーフレットにおいて、リユース普及に向けた内容の記事を掲載している。 ○区立の小学4年生に配付している環境学習リーフレットでもリユースの紹介を行っている。

No	具体的な取組	実施状況等
2-13	リユースの普及に向けた講座の開催	○リサイクル工房・夏休み子どもリサイクル工房にてリユースの普及に向けた講座を開催している。
2-14	古着の交換会等	○年4回区主催で実施しているフリーマーケットや、リサイクルひろば、もったいないバザール、春のエコまつり、エコフェスタで、古着のリユース活動を実施している。
2-15	リペアなどの新たなRの普及啓発	○区報や区ホームページ等にて新たなRの普及啓発を行っている。
2-16	修理店の紹介等	○家電製品や家具等の修理店を区ホームページなどで紹介することなど、具体的な実施方法の検討を進めている。
2-17	新リサイクルセンターの整備（再掲）	○平成28年10月開設。
2-18	資源の持ち去り対策の強化	○面的抑止を目的にGPSを用いた持ち去り追跡調査の覚書を17区で締結した。 ○町会と連携したパトロールの実施や、持ち去り対策用ネット・集団回収用吊るし旗の配付を行うほか、随時町会と連携をしながら資源の持ち去り対策を行っている。
2-19	事業系一般廃棄物のリサイクルの推進（再掲）	○「1-8事業者への更なる働きかけ」～「1-12ごみ減量やリサイクル等に積極的に取り組む優良事業者の紹介」と同様
2-20	新たな資源回収に向けた調査・検討（古着）	○平成23年度より一部の町会と集合住宅で古布の調査回収を実施。徐々に回収対象地域を拡大し、平成27年度より区内全域での古布回収実施に向け取り組み、9割以上の町会で集団回収により実施している。 ○古着の資源回収量は、調査開始当初に比べ大幅に増加している。 (平成23年度25,849kg⇒平成27年度83,048kg)
2-21	新たな資源回収に向けた検討・実施（レアメタルを含めた金属類等）	○平成25年10月より、区施設16か所でレアメタルを含んだ使用済小型家電9品目を拠点回収している。 さらに、平成28年10月からは、あらかわりサイクルセンター及び荒川清掃事務所で電子レンジなどの中型家電の回収を開始した。
2-22	新たな資源回収に向けた検討（小型家電）	○環境・清掃フェアや、区主催のフリーマーケット等のイベントでも対面にて使用済小型家電の回収を行っている。
2-23	新たな資源回収に向けた調査・検討（その他廃食油等）	○平成28年度より環境・清掃フェア等のイベントで廃食油・蛍光管等の対面による回収を行っている。 ○あらかわりサイクルセンター等の区施設にて拠点回収している。
2-24	インクカートリッジ等民間リサイクルの周知強化	○インクカートリッジ回収箱を区施設22か所に設置し、プリンターメーカーによる取組を支援している。 ○区報や区ホームページ等、小学生に配付する環境学習パンフレットにて周知している。

基本方針3 適正処理の推進

環境に配慮した適正で効率的なごみ処理を目指すものです。

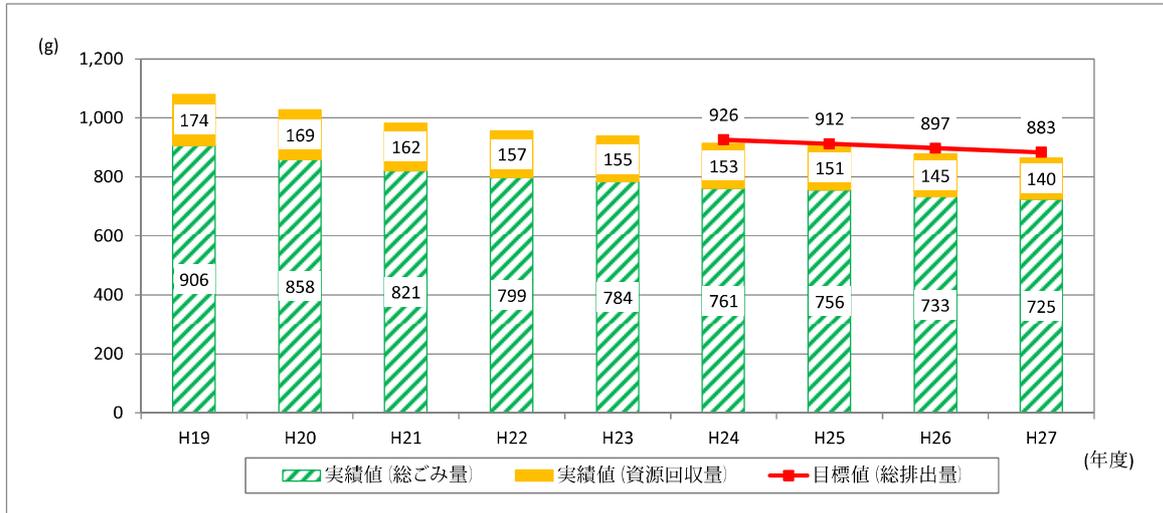
No	具体的な取組	実施状況等
3-1	収集ルートの見直し	○必要に応じて実施している。
3-2	地域による見守りが必要な方への戸別訪問収集の実施	○実施している。
3-3	ふれあい指導の実施	○実施している。
3-4	適正排出に向けた指導の強化（事業系ごみ排出者の登録制度の開始等）	○住民及び区内事業者に対し、ごみ排出の適正化を図るためふれあい指導班による排出指導を行っている。 ○事業の用途に供する部分の延べ床面積の合計が1,000㎡以上の大規模建築物については、立ち入り調査を実施して適切な助言や指導を行っている。
3-5	取扱いに注意を要する廃棄物の適正な処理方法の周知	○ライター、スプレー缶、カセットボンベ、割れやすいもの等取扱いに注意を要するものについては、チラシ・区報・区ホームページ等にて周知している。 ○区立小学生向けの環境学習でも周知している。

2 現状

(1) 総排出量の推移

区民1人1日当たりの総排出量（総ごみ量+資源回収量）は、現行計画の策定後の平成24年度から平成27年度の間、49g減少しています。

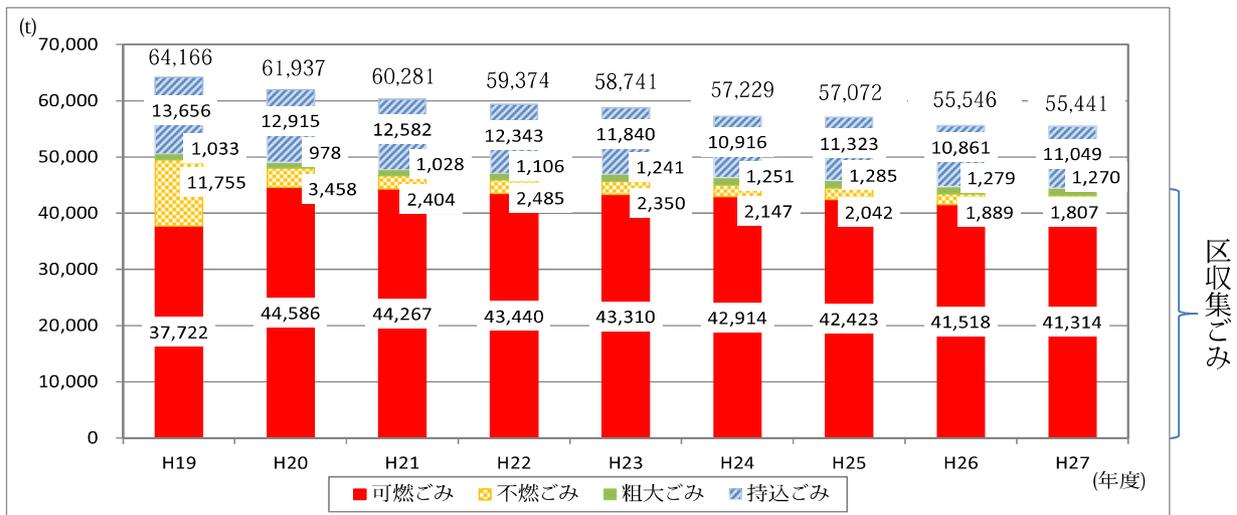
【図表2-3 区民1人1日当たりの総排出量】



(2) 総ごみ量の推移

総ごみ量全体については、減少傾向で推移しています。総ごみ量のうち、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの合計である区収集ごみは、減少傾向で推移しています。区収集ごみの分別区分の変更を行った平成20年度【※1】に、不燃ごみは大幅に減少し、可燃ごみは増加しました。平成20年度以降は、可燃ごみ・不燃ごみ・持込ごみ【※2】は減少傾向にあり、粗大ごみはやや増加しています。

【図表2-4 総ごみ量（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・持込ごみ）の推移】



※1 平成20年度のサーマルリサイクル*開始により、廃プラスチック等は不燃ごみから可燃ごみとなり、可燃ごみと不燃ごみの割合に変化が生じました。

※2 持込ごみとは、事業者が自ら又は許可業者に委託し清掃工場等に搬入する事業系のごみです。

(3) 資源回収量及びリサイクル率の推移

集団回収については、平成15年1月にモデル事業を開始し、平成19年度末には区内のほぼ全域での実施に移行しました。また、平成19年度から、従来の古紙・びん・缶に加え、ペットボトルと白色トレイが集団回収品目となり、平成23年度からは一部地域で古布の集団回収が始まり、現在は約9割以上の町会で古布回収を実施しています。

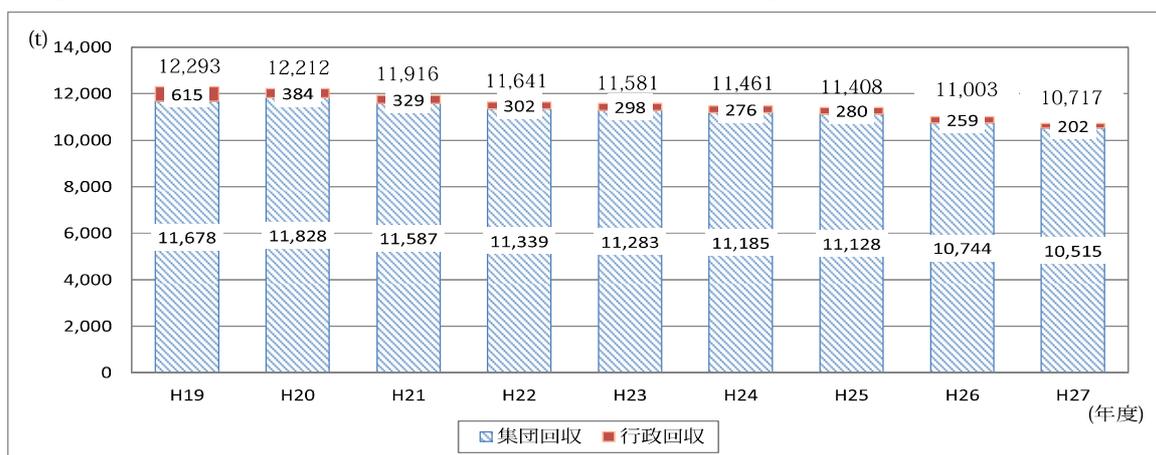
また、使用済小型家電の拠点回収は平成25年度より、不燃ごみに含まれるスプレー缶のピックアップ回収は平成27年度より実施しています。

資源回収量〔図表2-5〕については平成19年度をピークに減少しており、リサイクル率〔図表2-7〕は、横ばいで推移しています。

資源の品目ごとの回収量の内訳〔図表2-6〕は、びん・缶・ペットボトル・トレイは横ばいとなっていますが、紙類が減少傾向にあります。

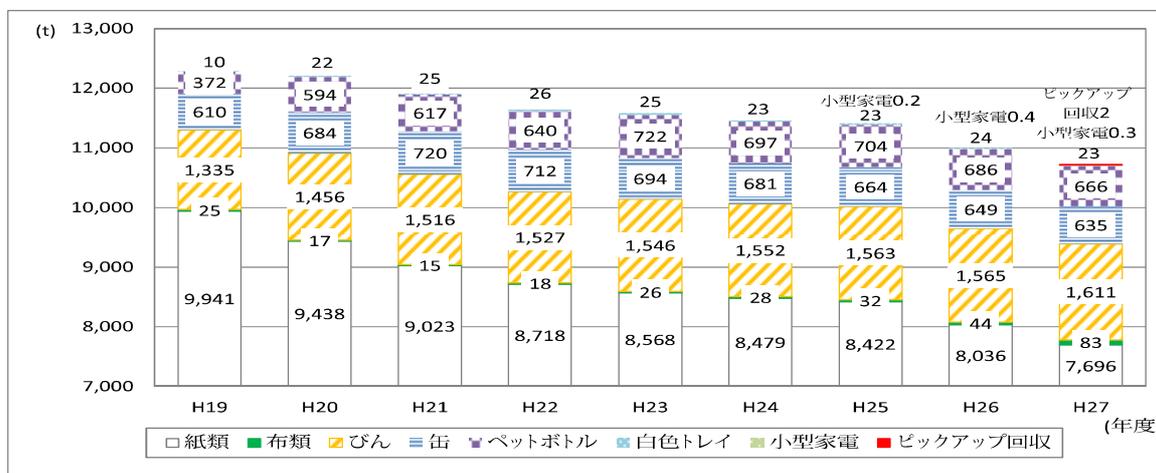
これは、段ボールの使用量が通信販売などにより微増傾向にある反面、インターネットの普及による新聞・雑誌等の紙媒体の購読件数の減少や、びん・缶・ペットボトルなどの容器の軽量化（薄肉化）などが影響していると考えられます。

【図表2-5 資源回収量（行政回収・集団回収）の推移】

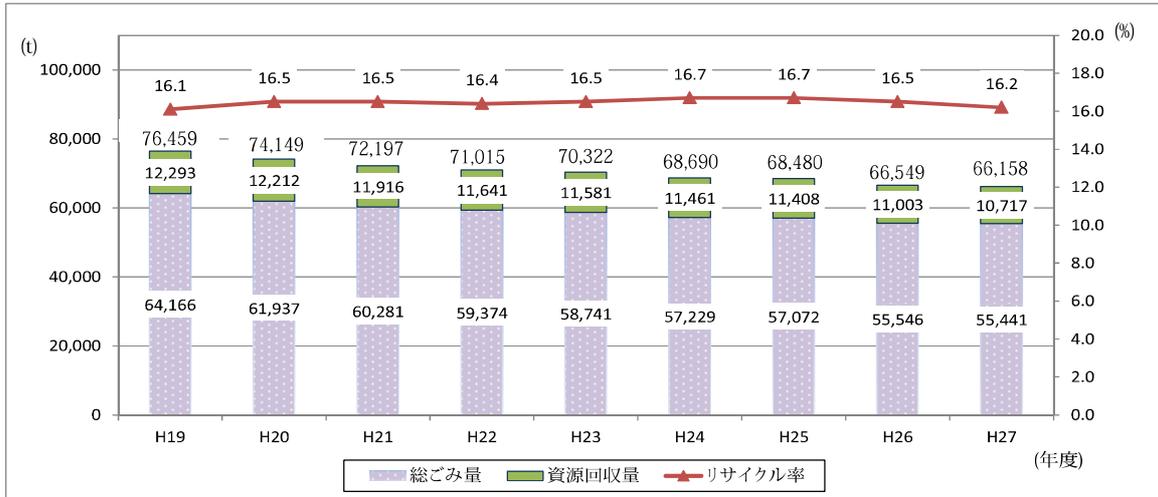


※拠点回収及びピックアップ回収は行政回収に含む。

【図表2-6 資源の品目ごとの回収量の内訳】



【図表 2-7 リサイクル率の推移】



※【リサイクル率＝資源回収量÷総排出量（総ごみ量＋資源回収量）】

※それぞれの数値は端数を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

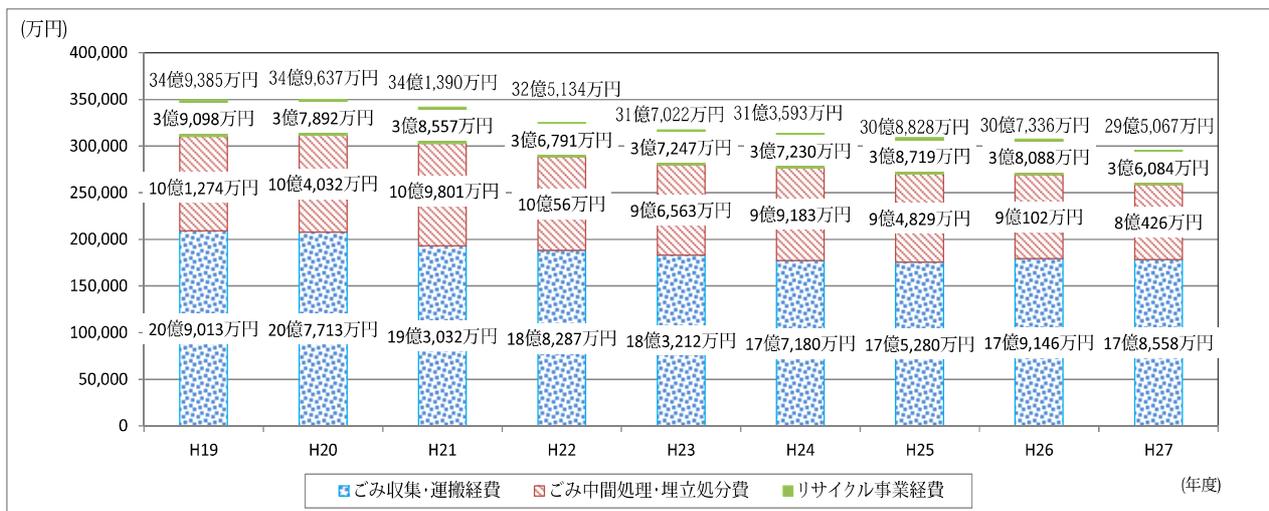
(4) 清掃・リサイクル事業経費

清掃・リサイクル事業に要する経費〔図表 2-8・2-9〕は、年間総額、区民 1 人当たり共に減少傾向にあります。

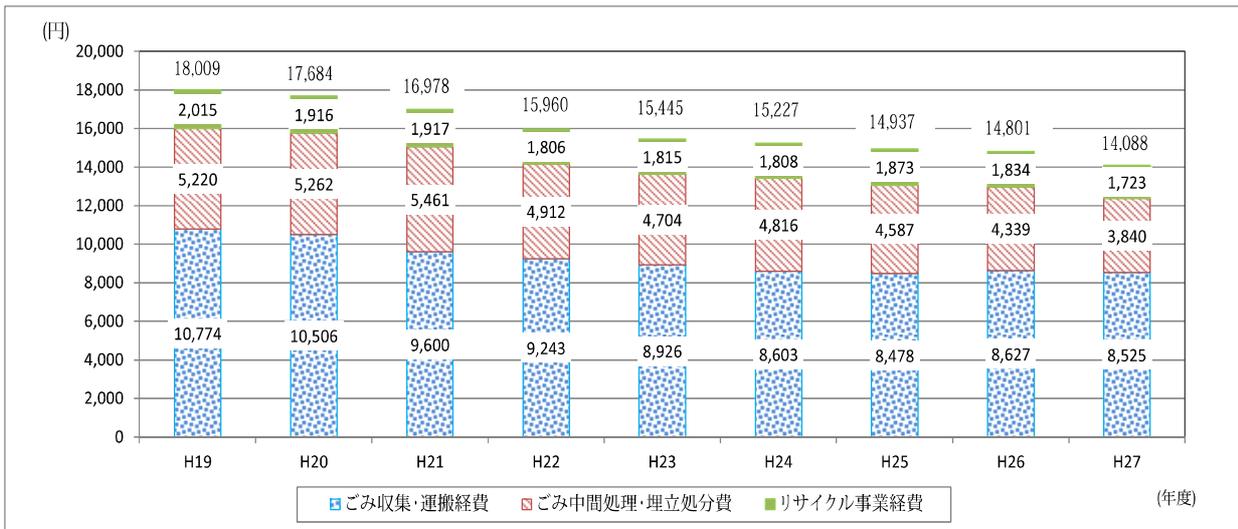
23 区における一般廃棄物の中間処理は、「東京二十三区清掃一部事務組合」で共同処理しています。ごみの中間処理費は、各区で発生したごみ量に応じて分担しており、荒川区は年間約 8 億円（平成 27 年度分）を分担金として支出しています。

また、荒川区を含む清掃工場が設置されていない区や、自区内の清掃工場以外の清掃工場でごみの中間処理をしている場合には、自区外でのごみの中間処理量に応じて調整金を負担しています。

【図表 2-8 清掃・リサイクル事業に要する経費】



【図表 2-9 清掃・リサイクル事業に要する経費（区民 1 人年間当たり）】



※清掃リサイクル事業に要する経費の内訳は、ごみの収集運搬・中間処理・埋立処分、資源の収集・運搬・中間処理によって構成されている。

※それぞれの数値は、端数を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

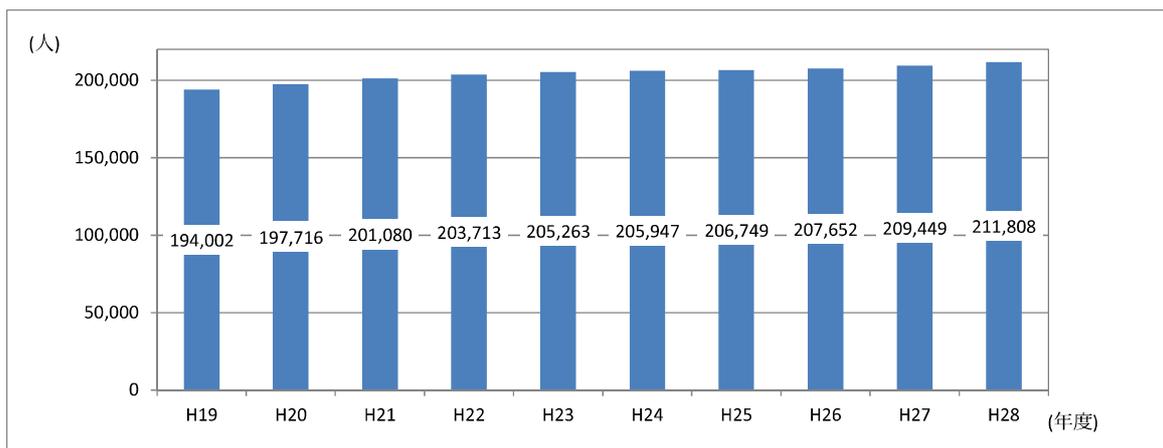
(5) 人口及び世帯の状況

①荒川区の人口及び転入者の状況

荒川区では、平成 19 年度より人口が増加しており、平成 27 年に人口が 21 万人を超え、平成 28 年 4 月 1 日現在では 211,808 人となっています。

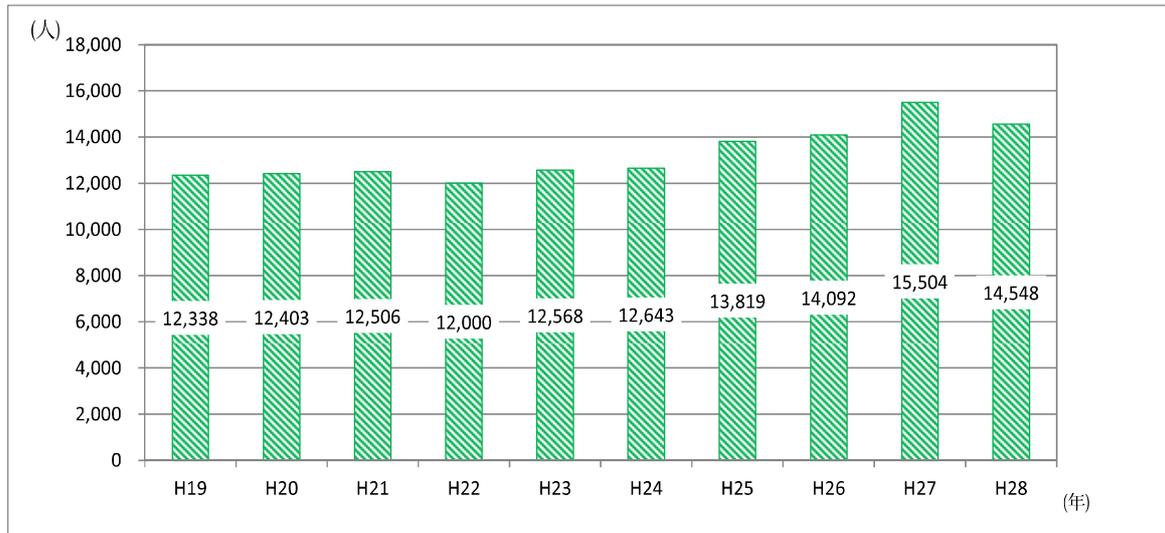
転入者においても同様に増加傾向にあります [図表 2-11]。平成 27 年の転入者数は 15,000 人を超え、昭和 48 年 (15,772 人) 以降で最大の転入者となりました。

【図表 2-10 荒川区の人口の推移 (4 月 1 日現在)】



出典：住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）

【図表2-1-1 転入者の推移（1月から12月まで）】



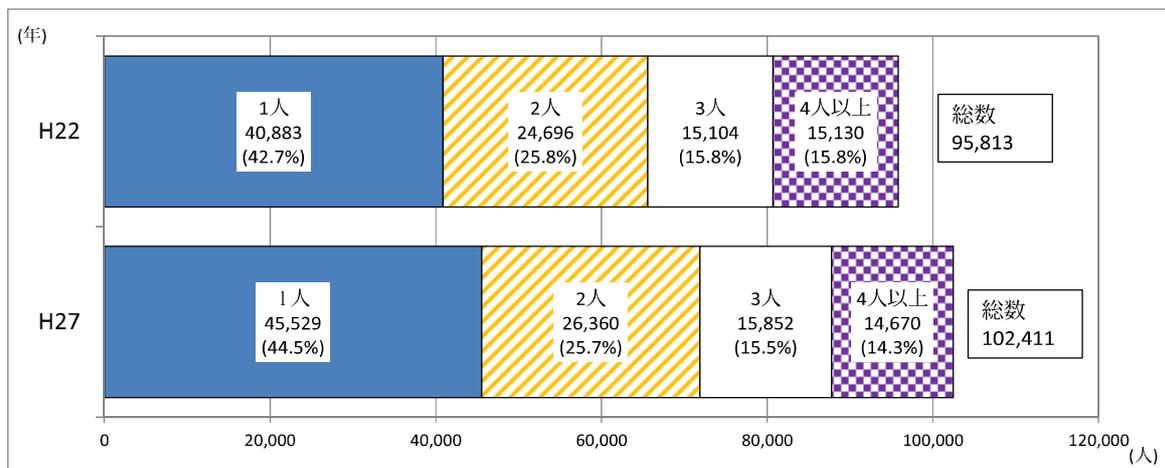
出典：住民基本台帳による荒川区の世帯と人口（各年1月1日現在）

※他府県及び都区内からの転入者を計上している（住所設定等は除く）。

②単身世帯の状況

単身世帯が全体の44.5%を占めており、平成22年と比較し1.8ポイント増加しています。

【図表2-1-2 家族人数別の世帯数】



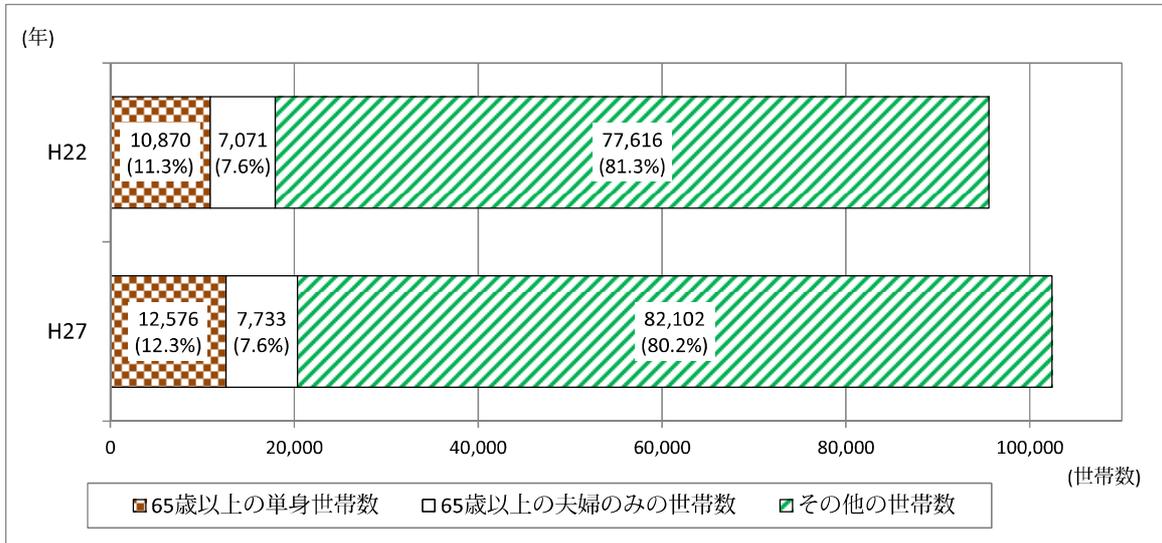
出典：各年国勢調査

※施設等（社会施設・医療施設等）に入所・入院している世帯を除く。

③高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢単身世帯数は、平成27年度において全体の12.3%を占めています。また、65歳以上の夫婦のみの高齢夫婦世帯数は、全体の7.6%を占めています。

【図表2-13 65歳以上の単身世帯数及び65歳以上の夫婦のみの世帯数】

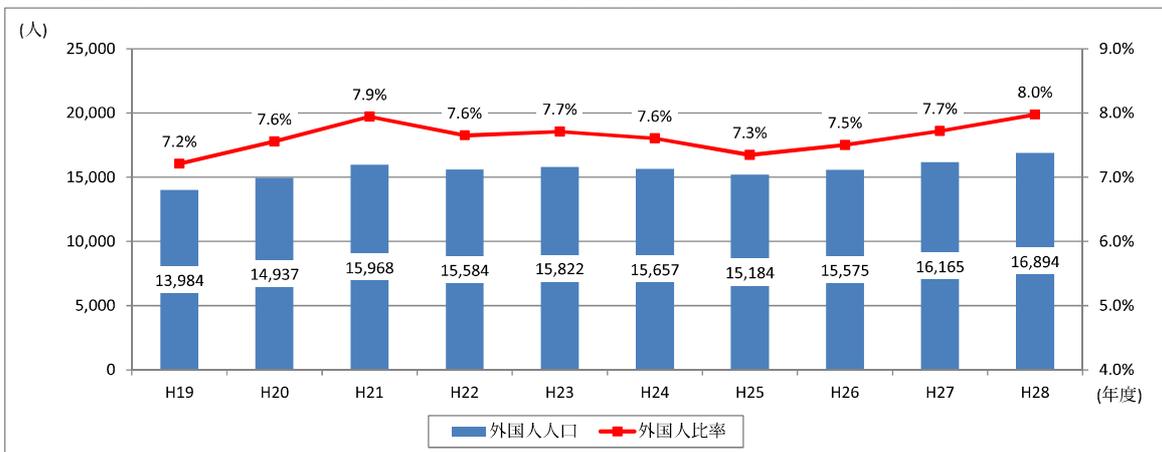


出典：各年国勢調査

④外国人の状況

外国人人口は、平成28年4月1日現在では全体の8.0%を占めており、増加傾向にあります。

【図表2-14 外国人人口及び外国人比率の推移（4月1日現在）】



出典：住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）

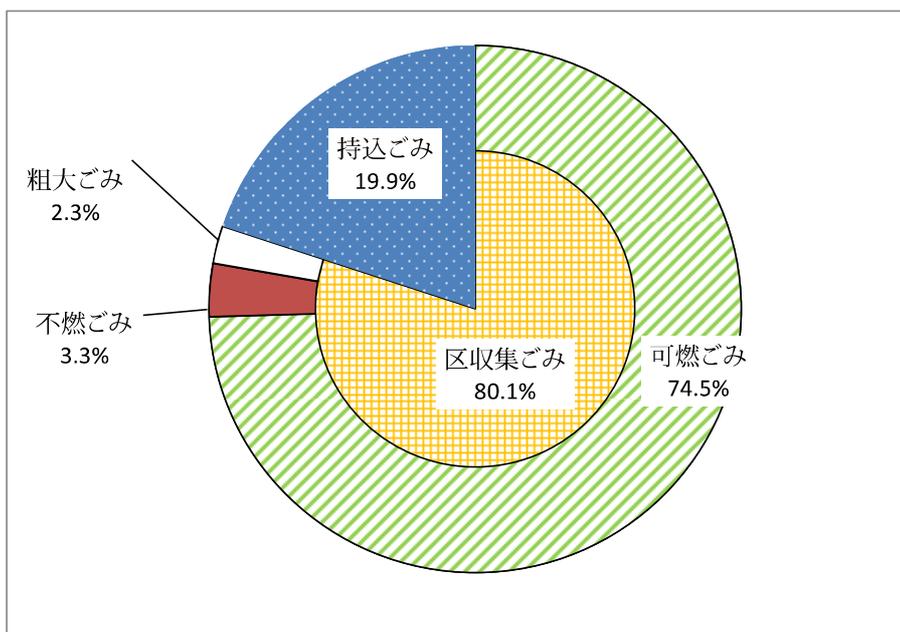
(6) ごみの排出状況

① 総ごみ量に含まれるごみの内訳

平成27年度の総ごみ量のうち、区収集ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)は80.1%を占めています。

内訳として、可燃ごみは74.5%、不燃ごみは3.3%、粗大ごみは2.3%を占めています。

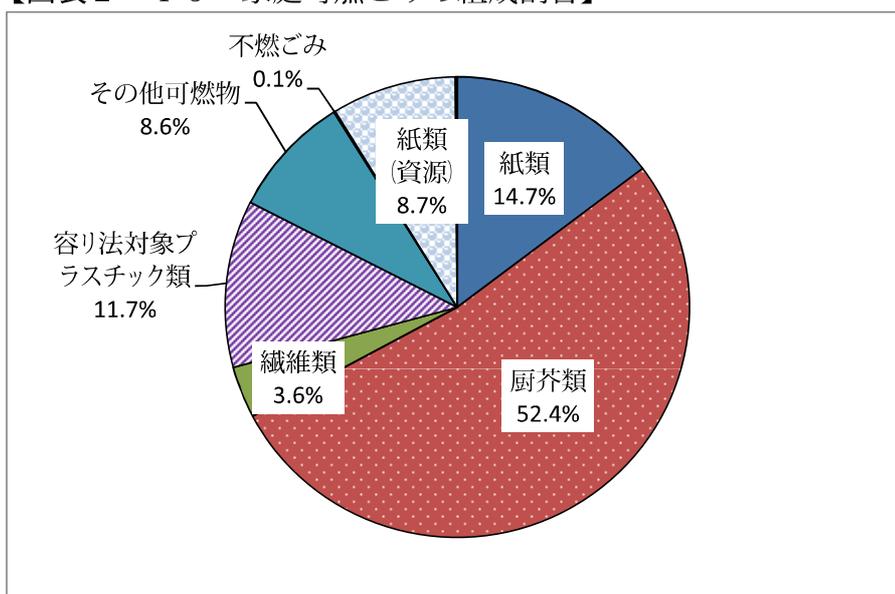
【図表2-15 総ごみ量に含まれるごみの内訳(平成27年度)】



② 家庭可燃ごみの排出状況

家庭可燃ごみの排出状況は、厨芥類(生ごみ)が52.4%を占め、資源として回収すべき繊維類が3.6%、紙類が8.7%となっています。

【図表2-16 家庭可燃ごみの組成割合】

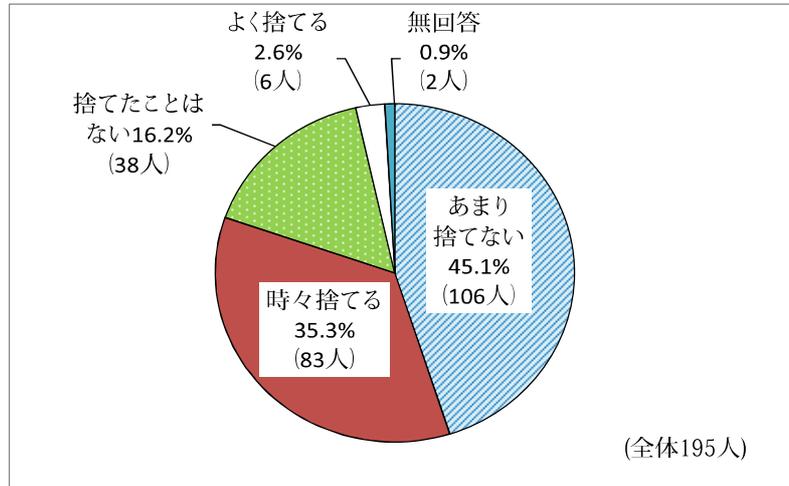


出典：ごみ排出原単位等実態調査報告書(平成26年度)

③生ごみの排出状況

アンケート調査によると、食品をごみとして排出したことがある人の割合が、83.0%を占めています。

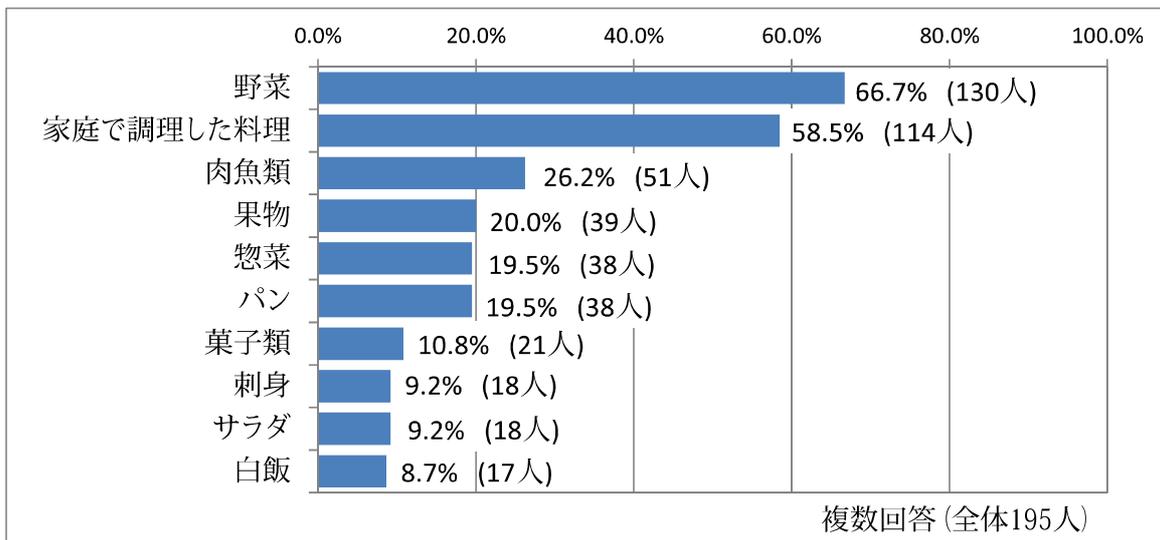
【図表2-17 食品をごみとして排出したことがある割合】



出典：ごみ排出原単位等実態調査アンケート（平成26年度）

食品をごみとして排出したことがある食材としては、野菜が66.7%、家庭で調理した料理が58.5%、肉魚類が26.2%を占め、果物・惣菜・パンが20%前後となっています。

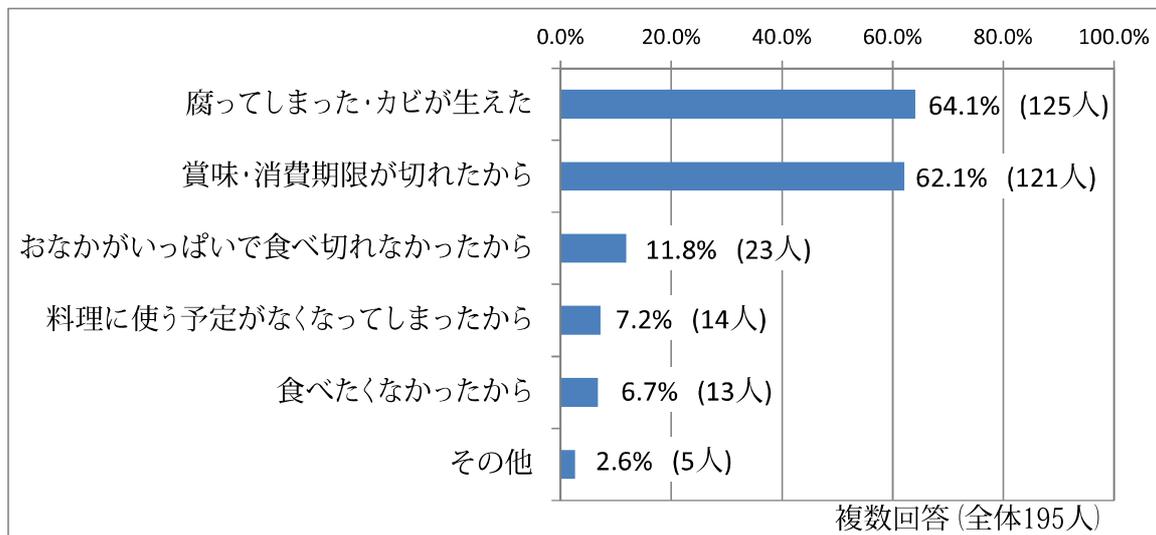
【図表2-18 食品をごみとして排出したことがある食材】



出典：ごみ排出原単位等実態調査アンケート（平成26年度）

食品をごみとして排出した理由としては「腐ってしまった・カビが生えた」「賞味・消費期限が切れたから」が各々60%を超えています。

【図表2-19 食品をごみとして排出したことのある理由】

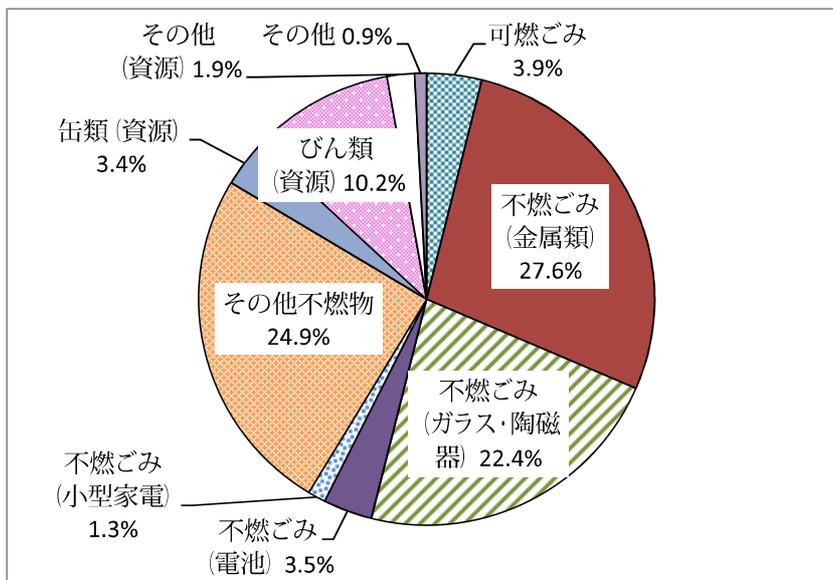


出典：ごみ排出原単位等実態調査アンケート（平成26年度）

④家庭不燃ごみの排出状況

家庭不燃ごみの排出状況は、不燃ごみ（金属類）が27.6%を占めており、資源回収品目となっているびん類が10.2%、缶類が3.4%、資源の拠点回収を行っている使用済小型家電が1.3%となっています。

【図表2-20 家庭不燃ごみの組成割合】



出典：ごみ排出原単位等実態調査報告書（平成26年度）

⑤家庭ごみ（世帯別）の排出状況

可燃ごみとして出されるものの1人1日当たりの組成割合を世帯別に比較すると、単身世帯がごみとして出す量の合計が481.0gで、その他の世帯と比べて最も多くなっています。

【図表2-21 可燃ごみとして出されるものの世帯人数別・1人1日当たりの組成割合】

単位：g/人・日

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	全体
可燃ごみ	445.7	398.2	324.4	289.4	258.2	358.4
不燃ごみ	0.2	0.5	0.8	0.1	0.9	0.5
資源	35.2	39.3	31.6	32.8	27.1	34.6
その他（粗大ごみ等）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	481.0	438.0	356.8	322.4	286.3	393.5

出典：ごみ排出原単位等実態調査報告書（平成26年度）

不燃ごみとして出されるものの1人1日当たりの組成割合を世帯別に比較すると、可燃ごみと同様に単身世帯がごみとして出す量の合計が92.4gで、その他の世帯と比べて最も多くなっています。

【図表2-22 不燃ごみとして出されるものの世帯人数別・1人1日当たりの組成割合】

単位：g/人・日

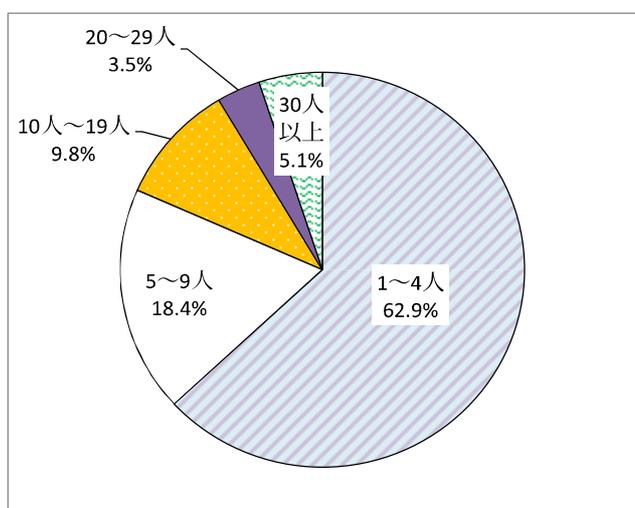
世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	全体
可燃ごみ	1.7	2.9	0.0	0.5	0.8	1.5
不燃ごみ	85.2	28.9	17.8	11.6	14.1	31.2
資源	5.5	9.9	3.9	3.6	1.7	6.1
その他（粗大ごみ等）	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.3
合計	92.4	42.7	21.8	15.7	16.6	39.2

出典：ごみ排出原単位等実態調査報告書（平成26年度）

⑥区内事業者の現況（従業者規模別）及び事業系ごみの排出方法

区内事業者の現況（従業者規模別）については、「1～4人」が62.9%、「5～9人」が18.4%となっており、80%以上の事業者は10人未満の小規模事業所となっています。

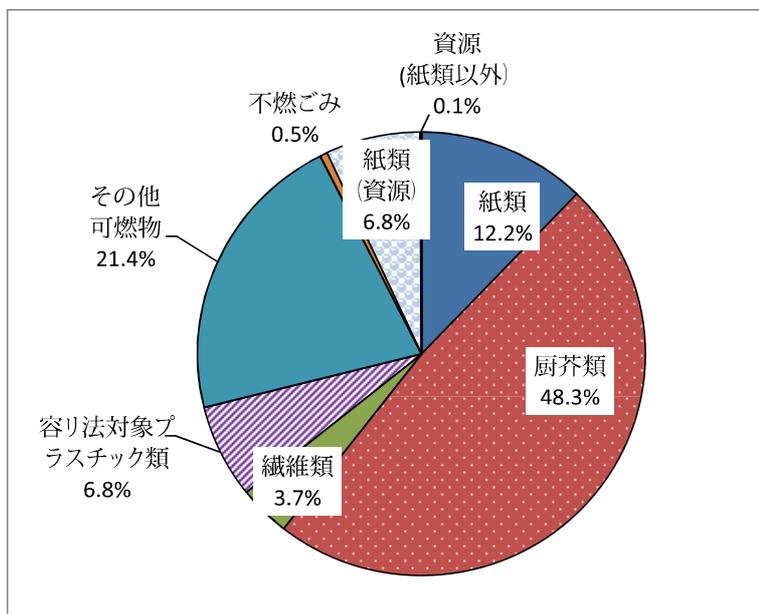
【図表2-23 従業者規模別の事業所の割合】



出典：平成26年経済センサス基礎調査

事業系可燃ごみの排出状況は、厨芥類（生ごみ）が48.3%を占め、資源として回収すべき紙類が6.8%となっています。

【図表2-24 事業系可燃ごみの組成割合】

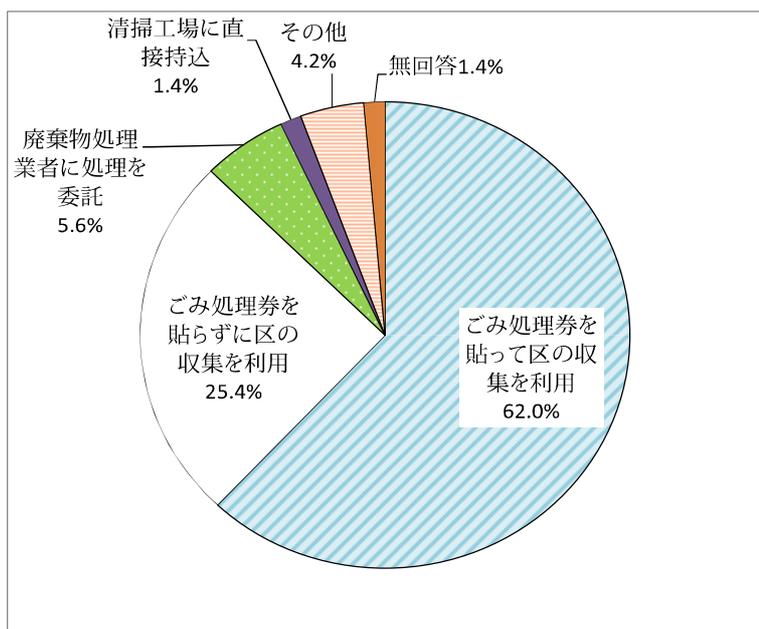


出典：ごみ排出原単位等実態調査報告書（平成26年度）

区内事業者がごみを排出する際に、『ごみ処理券を貼らずに区の収集を利用している』と回答した事業所が25.4%であり、約4分の1を占めています。

前回の調査（平成22年度）では、同様に回答した事業所が33.9%（約3分の1）であり、前回より8.5ポイント減少しています。

【図表2-25 事業系ごみの排出方法】



出典：ごみ排出原単位等実態調査モニターアンケート（平成26年度）

3 課題

(1) ごみの排出抑制の促進

- 循環型社会の実現に向けて、今後さらに環境負荷の低減を進めていくためには、3 R「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）」のうち発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）を優先させること、すなわち、ごみを発生させない、繰り返し使用する等、廃棄物の発生自体を抑制していく必要があります。
- 家庭可燃ごみや事業系可燃ごみの約半数を占める生ごみの減量はごみの排出抑制の最重要事項となっています。そのため、生ごみ減量に向けた施策を重点的に行うことが必要です。
- 発生抑制（リデュース）の推進に向けては、事業者は、家庭でゴミとになってしまうものを、区民になるべく渡さないような工夫や配慮が求められます。

(2) リサイクルの更なる充実

- 資源回収量が減少傾向にあり、リサイクル率も横ばい状態となっているため、資源回収量及びリサイクル率を上げていくために、リサイクルの更なる充実を図ることが課題となります。
- 家庭可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源回収品目を適切に分別排出していただく必要があります。適切に分別排出することで、清掃・リサイクル事業に係る経費も節減することができます。
- 不燃ごみや粗大ごみの中には、資源として活用できる金属類等が多く含まれているため、これらを資源化していく必要があります。
- あらかわりサイクルセンターを最大限に活用し、区内から回収した資源の中間処理を長期的かつ安定的に実施し、リサイクルの更なる充実を図る必要があります。
さらに、あらかわりサイクルセンターを資源の拠点回収場所として活用していくとともに、拠点回収する品目や拠点の拡充を図っていく必要があります。

(3) 区民の参画と協働

- 区民のごみ減量やリサイクルに関する意識の向上は図られてきていますが、まだ十分ではありません。環境教育・環境学習や普及啓発を拡充させていくことが必要です。
- 区が主体となって、普及啓発を行うだけでは効果に限界があります。区民や事業者が発信者となって、地域の中で積極的に普及啓発を行っていただけるような仕組みを作る必要があります。

また、地域の声を区に届ける仕組みの検討も必要です。

- 高齢化により、集団回収など清掃・リサイクル活動の担い手の世代交代が課題となっています。ごみ減量やリサイクルに関する問題意識を、特に子育て中等の若い世代に関心を持っていただくことが重要となります。
- ごみを減らすことで収集運搬費用はもとより、ごみ量に応じて分担するごみ中間処理費を減らすことができます。区民のごみ減量意識を高めるためには、ごみの処理等に関する経費を知っていただく必要があります。

(4) 適正排出の推進

- 東京都の計画において最終処分場での埋立を終了する方向で検討していく方針となっている有害物質である水銀を含む廃棄物については、環境保護の観点から、適正排出、適正処理を行っていく必要があります。
- 国の計画において首都直下型地震や水害などの災害時に発生する、がれき、し尿等の処理方法の構築が求められており、検討する必要があります。
- 増加傾向にある高齢者を含めたごみや資源を自分で排出することの困難な区民に対しては、特別な配慮を検討する必要があります。
- 区民及び事業者の適正排出を目指して、ごみ出し・分別ルールの周知の浸透と指導の強化を図る必要があります。
特に、増加傾向にある転入者・単身世帯・外国人は、町会等に参加しないなど地域との繋がりがあまりない場合が多く、荒川区のごみ出し・分別ルールを知らないこともあるため、周知の徹底や人口動態に対応した施策を展開することが重要です。
- 区が収集している小規模事業者のごみについては、有料ごみ処理券の貼付を徹底するよう指導する必要があります。

第3章 基本理念、基本方針、計画目標

1 基本理念

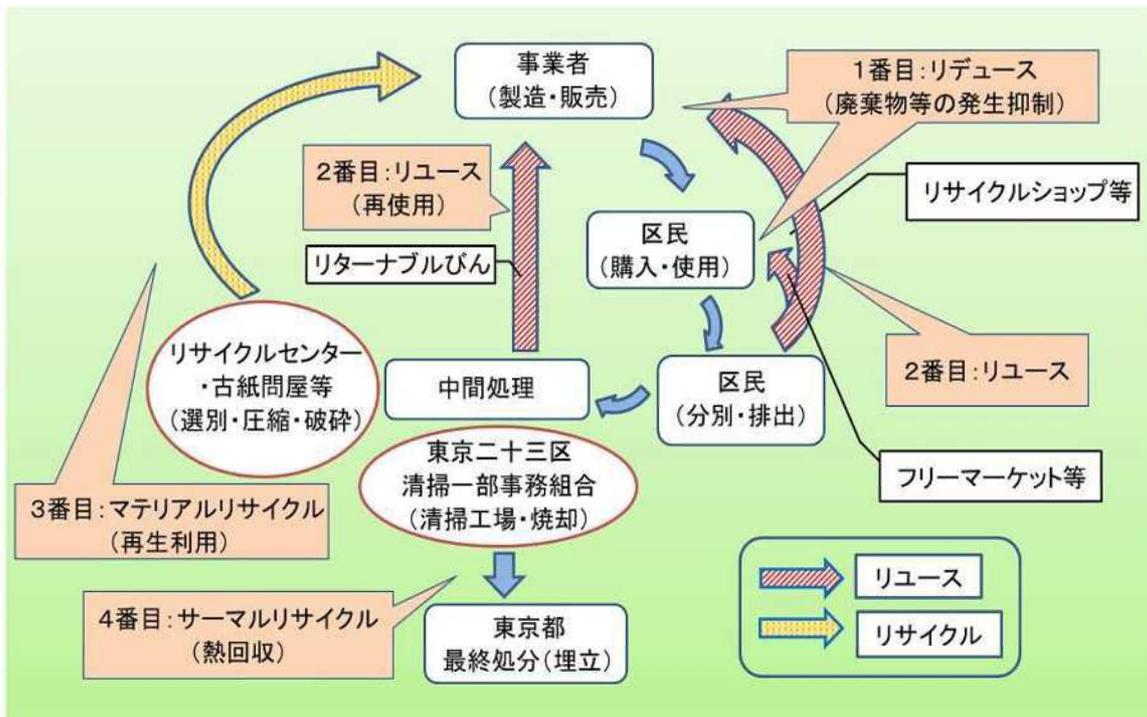
基本理念 環境区民による質の高い循環型社会の構築

現行計画で掲げた、「最適生産・最適消費・最少廃棄」社会に向けて、荒川区の強みである下町の人情あふれるコミュニティを基盤として、環境区民（「区民・事業者・区」の総称）が一体となり、明確な目標と強い問題意識をもって、持続可能な質の高い循環型社会の構築を目指してきました。

あらかじめ方式と呼ばれる資源の集団回収も地域に浸透し、古布などの新たな資源の回収、使用済小型家電等の拠点回収の実施、あらかじめリサイクルセンターの整備など、本計画で策定した各施策に取り組んできた結果、3R「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）」活動そのものが地域に根付いてきました。

今後も、生ごみを中心としたごみの減量や、資源回収品目の拡大など、新たな施策の充実を図り、地域にさらに深く根差した3R活動を進めていき、環境区民である区民・事業者・区がそれぞれの立場で協力し、持続可能な更に質の高い循環型社会の構築を目指していきます。

【図表3-1 荒川区の循環型社会の姿】



2 基本方針

(1) 更なる施策の充実に向けた基本方針の見直し

現行計画は、基本理念である「環境区民による質の高い循環型社会の構築」を実現させるために、「基本方針1 環境区民による協働の推進」、「基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進」、「基本方針3 適正処理の推進」の3つの基本方針を掲げました。

今回の見直しでは、上記の基本方針をさらに充実させ、新たに掲げた4つの基本方針を基に、施策や事業を展開していきます。

【荒川区一般廃棄物処理基本計画の新基本方針】

基本方針1 排出抑制の促進

ごみ減量のために、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）の取組により、排出抑制に努めていきます。

可燃ごみの約半数を占める生ごみの減量を中心とした排出抑制の施策を実施していきます。

※従来の基本方針である「基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進」を「基本方針1 排出抑制の促進」と、「基本方針2 リサイクルの推進」の2本に分け、更なる充実を図ることとしました。

基本方針2 リサイクルの推進

排出抑制の取組を行っても、なお排出されるものについては、コストや環境負荷に配慮しながら、可能な限り資源としての活用を推進します。

家庭ごみの中に含まれる資源の分別の徹底、不燃ごみ・粗大ごみの資源化、事業系リサイクルの推進、あらかわりサイクルセンターの活用など多くの施策を実施していきます。

基本方針3 参画と協働体制の推進

環境区民である区民・事業者一人ひとりが環境問題に正しい知識を持ち、行動することが求められることから、環境教育・環境学習や普及啓発を推進していきます。

また、ごみ減量やリサイクル推進の啓発を地域で担う3Rリーダーを養成していきます。

※環境区民である区民や事業者との協働や参画を重視した施策の更なる充実が必要となってくることを踏まえて、従来の基本方針である「基本方針1 環境区民による協働の推進」から「基本方針3 参画と協働体制の推進」としました。

基本方針4 適正排出の推進

環境に配慮した適正なごみの排出を推進します。区民や事業者が適正にごみを排出するよう指導していくとともに、水銀が含まれる廃棄物の回収や災害廃棄物処理計画の策定などを実施していきます。

※適正排出への取組などを強化していくことから、従来の基本方針である「基本方針3 適正処理の推進」を拡充させ、「基本方針4 適正排出の推進」としました。

3 計画目標

(1) 計画目標

平成33年度のごみと資源の数値目標を次に示します。

区民1人1日当たりの総排出量は、目標値に近い値で減少していますが、資源回収量が目標値に達していないため、数値目標の変更は行わないものとします。

数値目標を達成するために、資源回収量を増やし、総排出量に占める総ごみ量と資源回収量の比率を変えていきます。

ごみと資源の総排出量の削減目標 (総排出量=総ごみ量+資源回収量)

平成33年度までに、ごみと資源の総排出量を区民1人1日当たり160g削減します。(平成22年度比で約16.7%削減)

【ごみ量の削減目標】

平成33年度までに、総ごみ量を区民1人1日当たり200g削減します。(平成22年度比で約25%削減)

【リサイクル率の目標】 (リサイクル率 = 資源回収量 ÷ 総排出量)

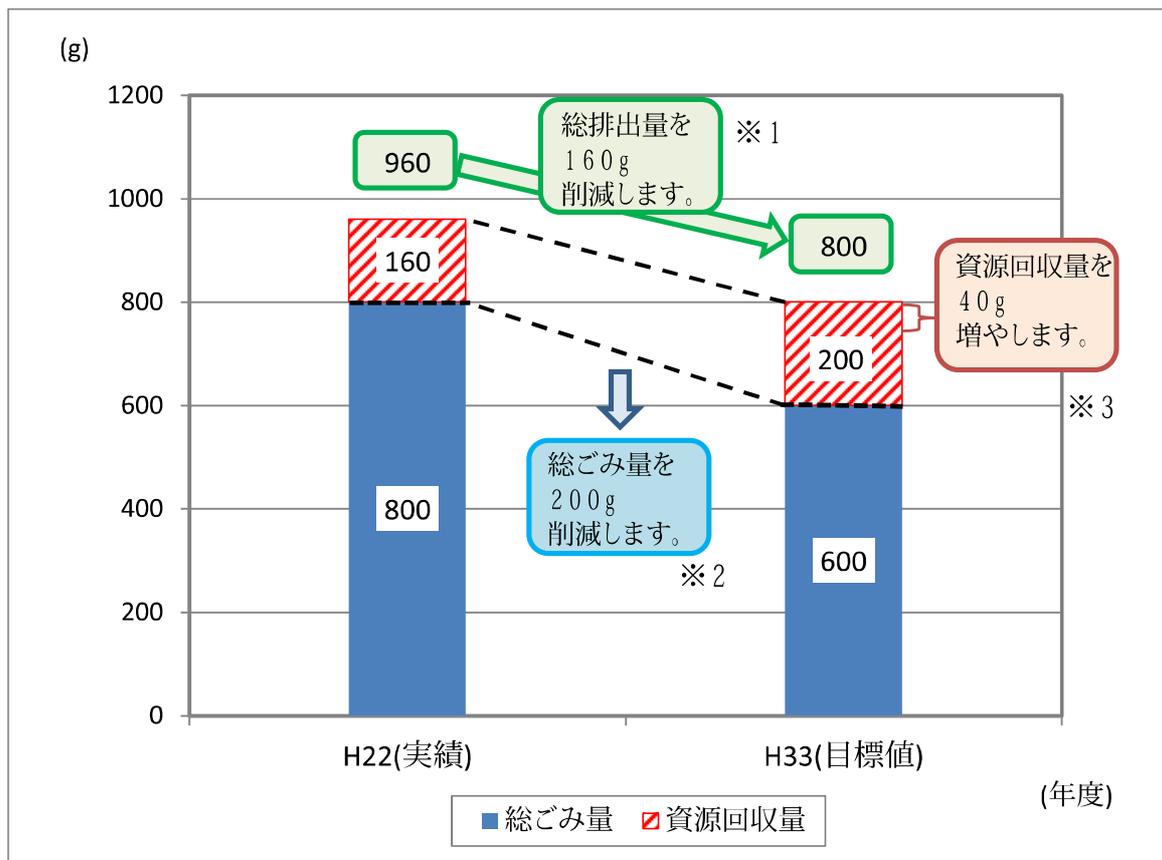
平成33年度までに、リサイクル率を25%にします。
→資源回収量を区民1人1日当たり200gにします。
(平成22年度比で8.6ポイント増加)

【図表 3-2 実績と計画目標に関する数値比較表】

	H 2 2 年度 実績 (基準)	H 2 7 年度 目標	H 2 7 年度 実績 (H 2 2 年度比)	H 3 3 年度 目標 (H 2 7 年度実績比)
総排出量 (g/人・日)	960g	883g	865g (▲95g)	800g ※1 (▲65g)
総ごみ量 (g/人・日)	800g	705g	725g (▲75g)	600g ※2 (▲125g)
資源回収量 (g/人・日)	160g	178g	140g (▲20g)	200g ※3 (+60g)
リサイクル 率 (%)	16.4%	20%	16.2% (▲0.2ポイント)	25% (+8.8ポイント)

【図表 3-3 区民 1 人 1 日当たりの実績と計画目標に関する比較関係図】

(g/人・日)



(2) 数値目標

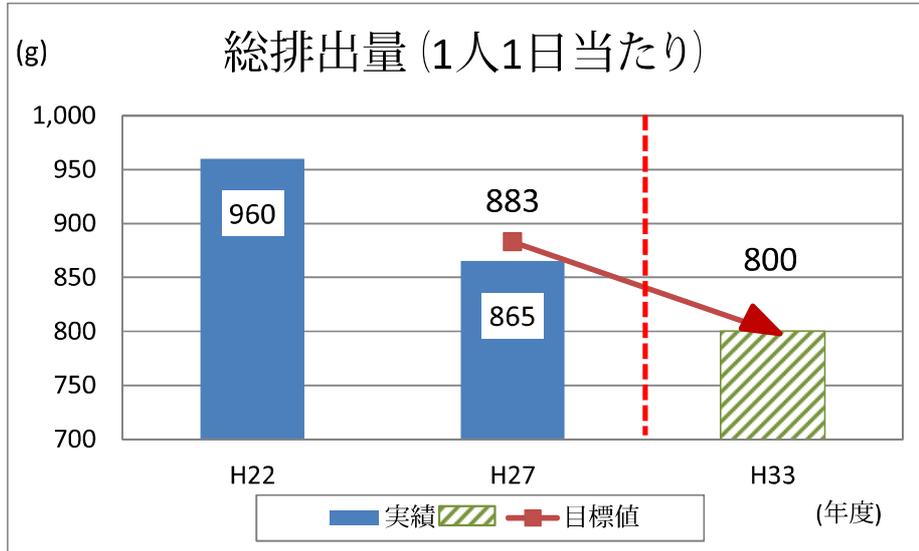
①ごみと資源の総排出量の目標値

【指標】

1人1日当たりの総排出量（総ごみ量+資源回収量）

〔総排出量（総ごみ量+資源回収量）／人口（年度内4月1日現在）〕

【達成状況】

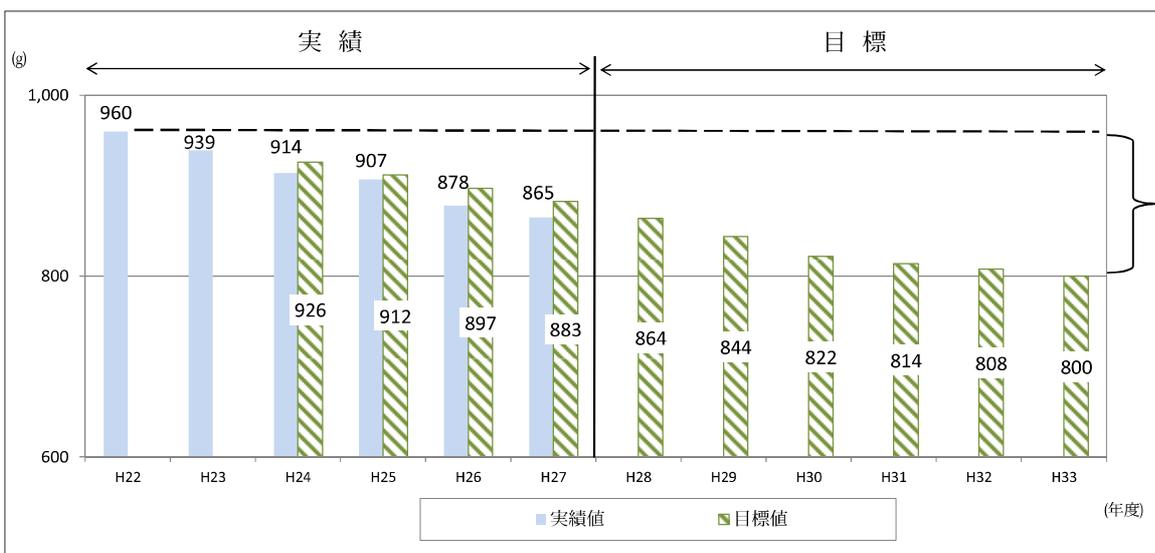


【目標値】

平成33年度の目標値（1人1日当たり）は800gとし、
総排出量を16.7%削減します

→ 1人1日当たり160gの排出抑制（平成22年度比）

【図表3-4 総排出量（1人1日当たり）の実績と目標値】



160g
の削減

＜数値目標設定の考え方＞

基本理念及び基本方針を踏まえた総量目標として、総ごみ量と資源回収量の合計である総排出量の削減を目指した数値目標を設定します。

現行計画策定時の総排出量の削減目標は▲16.7%であり、平成12年～22年の削減実績(▲16.2%)や、国が平成20年に策定した第二次循環型社会形成推進基本計画の取組指標(▲10%)を大きく上回っています。

さらに、国が平成25年に策定した第三次循環型社会形成推進基本計画の取組指標(平成12年～32年の削減目標▲25%・平成33年度目標1人1日当たり890g)より、現行計画の数値目標の削減率(▲29.8%)が高く設定されているため、中間見直し後についても引き続き同様の削減目標とします。

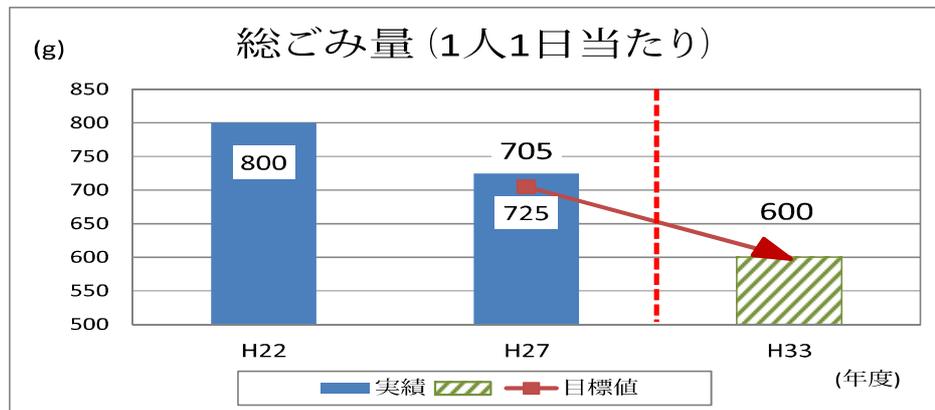
②ごみ減量化の目標値

【指標】

1人1日当たりの総ごみ量(資源回収量を除く。)

〔総ごみ量(資源回収量を除く。)/人口(年度内4月1日現在)〕

【達成状況】

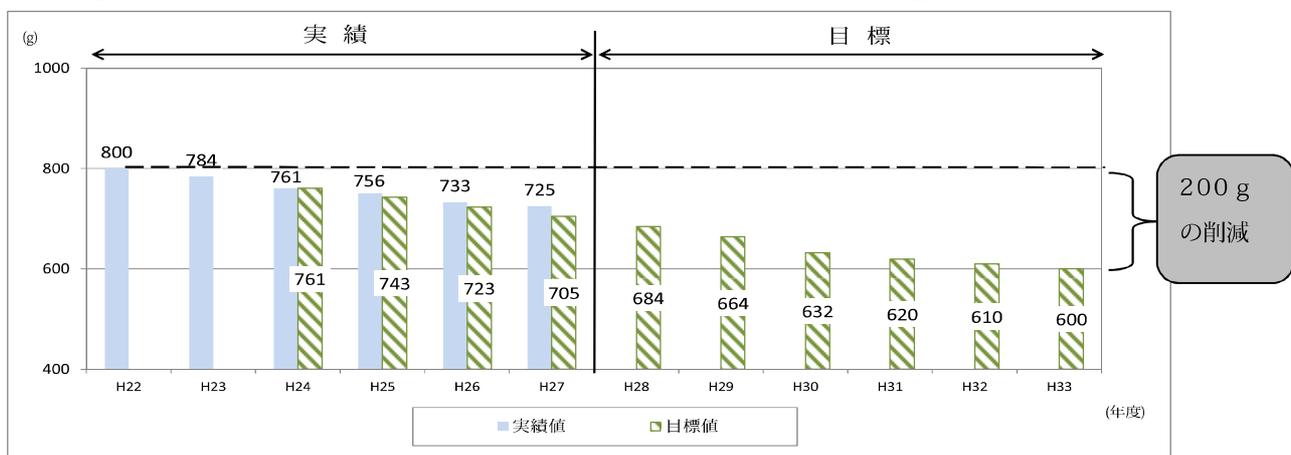


【目標値】

平成33年度の目標値(1人1日当たり)は600gとし、総ごみ量を25%削減します

→ 1人1日当たり200gのごみ減量化(平成22年度比)

【図表3-5 総ごみ量(1人1日当たり)の実績と目標値】



＜数値目標設定の考え方＞

環境区民が取り組むべきごみ減量目標として設定します。とくに、家庭から出される可燃ごみの約5割を占める「生ごみ」の減量と、可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源の資源化による発生抑制を目指します。

日々の取組の目安として区民1人1日当たりの量を、目標値として設定します。

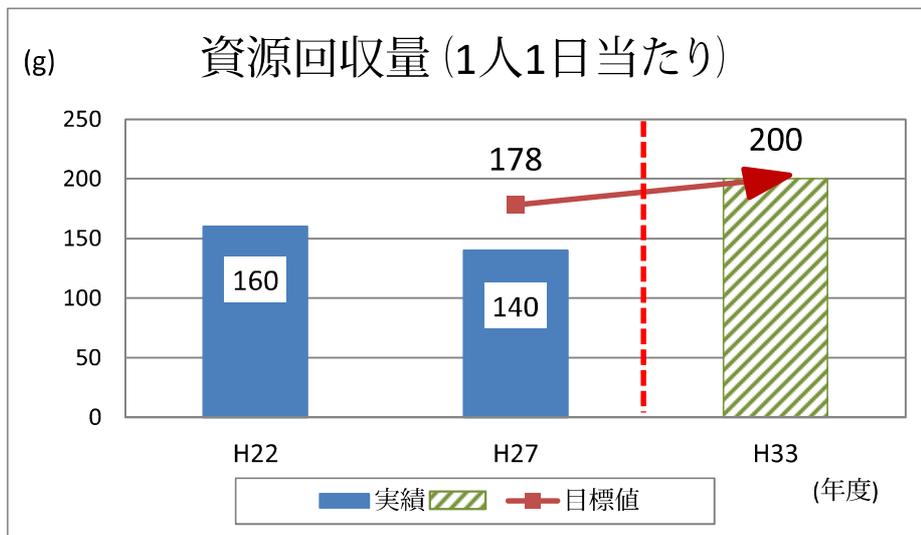
③リサイクル推進の目標値

【指標1】

1人1日当たりの資源回収量（総ごみ量を除く。）

〔資源回収量（総ごみ量を除く。）／人口（年度内4月1日現在）〕

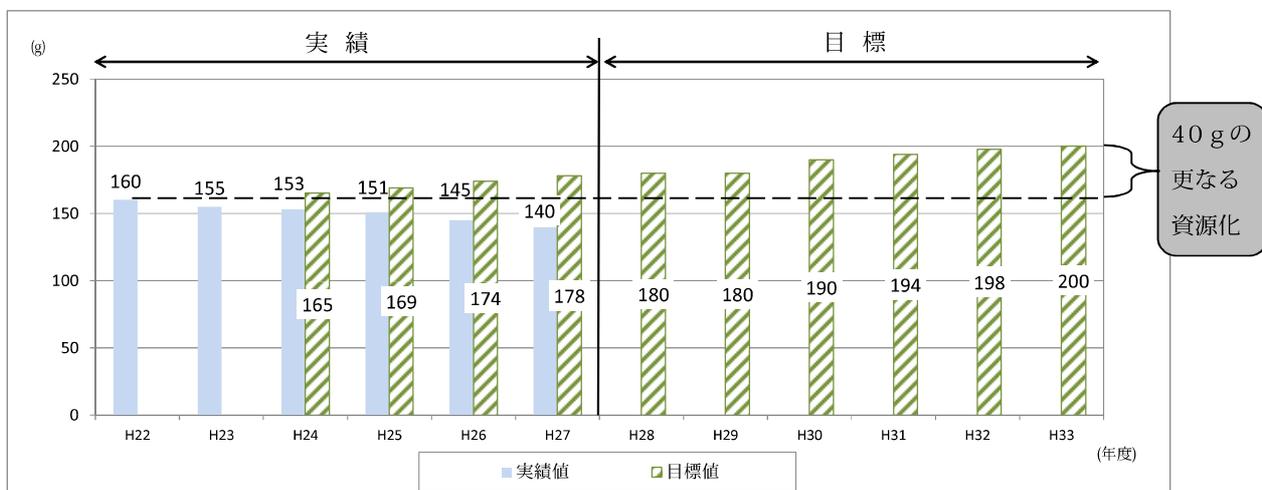
【達成状況】



【目標値】

平成33年度の資源回収量を（総ごみ量より算出）を200gにします
→ 1人1日当たり40gの更なる資源化（平成22年度比）

【図表3-6 資源回収量（1人1日当たり）の実績と目標値】

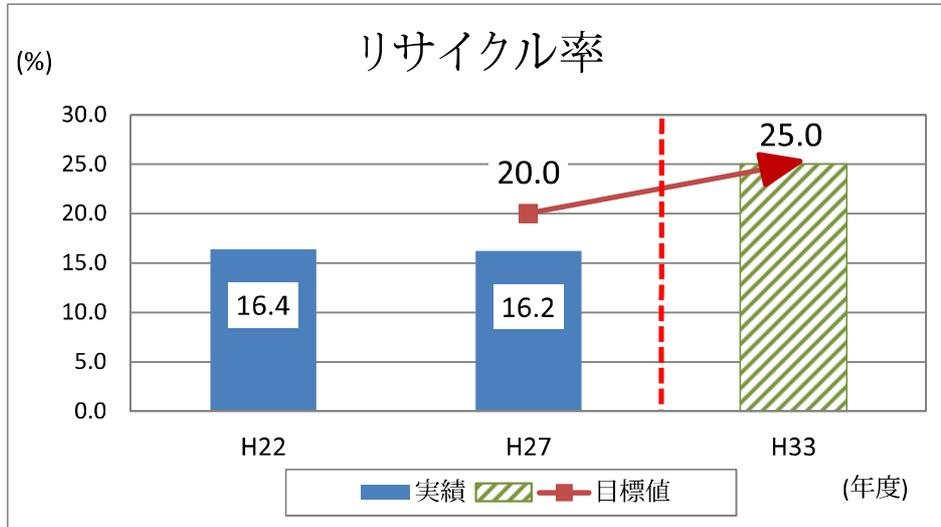


【指標 2】

リサイクル率

[資源回収量 ÷ (総ごみ量 + 資源回収量) × 100]

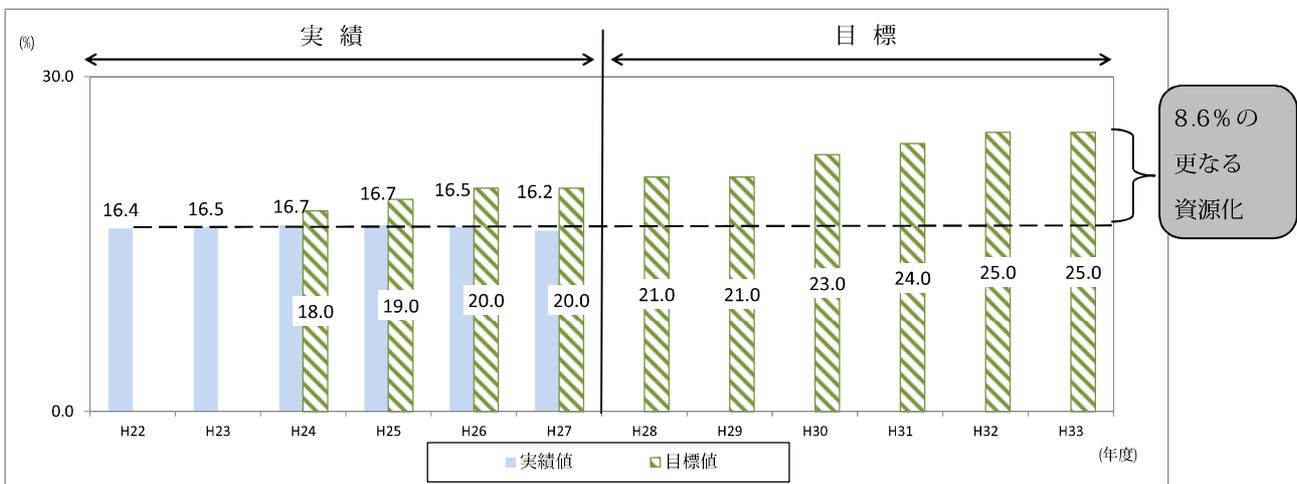
【達成状況】



【目標値】

平成33年度のリサイクル率（総ごみ量より算出）を25%とします
→8.6ポイントの更なる資源化（平成22年度比）

【図表 3-7 リサイクル率の実績と目標値】



＜数値目標設定の考え方＞

総排出量の削減の目標達成を前提に、ごみ減量化とともに、更なる資源化を目指したリサイクル率の数値目標を設定します。

特に、可燃ごみへの混入割合の多い「紙類（主に紙製容器包装類*）」、不燃ごみへの混入割合の多い「びん・缶」などの分別を徹底し、更に不燃ごみや粗大ごみの資源化を行うこと等により、上記の数値目標の達成を目指します。

(3) 総ごみ量・資源回収量・総排出量の推移及び目標

【図表3-8 総ごみ量・資源回収量・総排出量の推移及び目標】

項目		単位	H19	H22	H27	H33	
							目標
人口 (4月1日現在)		人	194,002	203,713	209,449	217,214	
ごみ	区収集ごみ	t	50,510	47,031	44,391	36,820	
	可燃ごみ	t	37,722	43,440	41,314	36,000	
		不燃ごみ	t	11,755	2,485	1,807	180
		粗大ごみ	t	1,033	1,106	1,270	640
		g/人・日	710	630	581	460	
		増減量(g) (H22比)		—	▲49	▲170	
	持ち込みごみ	t	13,656	12,343	11,049	10,610	
		増減率 (H22比)		—	▲10.5%	▲14.0%	
	合計	t	64,166	59,374	55,441	47,430	
		g/人・日	910	800	725	600	
増減量(g) (H22比)			—	▲75	▲200		
増減率 (H22比)			—	▲8.8%	▲25.0%		
資源	紙類	t	9,941	8,718	7,696	9,481	
	布類	t	25	18	83	754	
	びん	t	1,335	1,527	1,611	1,859	
	缶	t	610	712	635	733	
	ペットボトル	t	372	640	666	768	
	食品用トレイ	t	10	26	23	32	
	小型家電	t	0	0	1	1	
	不燃・粗大他	t	—	—	2	2,181	
	合計	t	12,293	11,641	10,717	15,810	
g/人・日		170	160	140	200		
増減量(g) (H22比)			—	▲20	+40		
総排出量	t	76,459	71,015	66,158	63,240		
	g/人・日	1,080	960	865	800		
	増減量(g) (H22比)		—	▲95	▲160		
	増減率 (H22比)		—	▲9.9%	▲16.7%		
リサイクル率	%	16.1	16.4	16.2	25.0		

※それぞれの数値は端数を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある（1 t 未満は切り上げ）。

※平成33年度人口及びごみ量（推計）は荒川区人口ビジョン*を基に算出している。

第4章 施策の体系、個別施策等

1 施策の体系

区 の 将来像	基本理念	方 針	施 策 の 方 向	重点施策
環 境 先 進 都 市 あ ら か わ の 実 現	環 境 区 民 に よ る 質 の 高 い 循 環 型 社 会 の 構 築	基本方針1 排出抑制の 促進	施策① 家庭ごみの削減 施策② 事業系ごみの削減 施策③ 再使用（リユース）の推進	可燃ごみの約半数を占める生ごみ（厨芥類）の減量
		基本方針2 リサイクルの 推進	施策① 資源回収方法の拡充 施策② 資源化の更なる徹底 施策③ 事業系リサイクルの推進	不燃ごみ・粗大ごみの資源化
		基本方針3 参画と協働 体制の推進	施策① 未来につながる環境教育・環境学習 施策② 地域に根差した参画と協働の推進 施策③ 清掃・リサイクル情報の「見える化」	環境教育の充実及び学習の機会拡大
		基本方針4 適正排出の 推進	施策① 清掃事業の適正な運営 施策② 家庭ごみの適正排出の推進 施策③ 事業系ごみの適正排出の推進	清掃事業における適正排出の推進

目標	平成33年度目標値 (区民1人1日当たり)		
	総排出量	800g	(平成22年度比 ▲160g)
	総ごみ量	600g	(平成22年度比 ▲200g)
	資源回収量	200g	(平成22年度比 +40g)
	リサイクル率	25%	(平成22年度比 +8.6ポイント)

個 別 施 策

◎ 1 食品ロス削減に向けた周知の徹底 (区民向け)	5 家庭ごみの有料化の検討
◎ 2 もったいないレシピ・ごみ減量アイデア募集	
◎ 3 生ごみ減量の普及啓発 (生ごみの水切りの徹底等)	
4 フードドライブの実施	
◎ 6 食品ロス削減に向けた周知の徹底 (事業者向け)	9 荒川区役所環境配慮率先行動プランの実施
◎ 7 もったいない協力店の募集	
8 事業者への更なる働きかけ (環境に優しい製品の販売やリターナブル容器の使用等)	
10 フリーマーケット等による再使用 (リユース) の取組	15 家具の再使用事業の実施
11 マイバッグ・マイはし・マイボトルの利用促進	16 再使用 (リユース) の普及に向けたリーフレットの作成
12 再使用 (リユース) の講座の開催	17 修理 (リペア) などの新たなRの普及啓発
13 再使用 (リユース) ショップの紹介	
14 不用品情報交換制度の実施	
◎ 18 新たな資源回収に向けた取組の実施 (不燃ごみに含まれる資源)	20 資源回収方法の拡充 (中型家電及び小型家電)
◎ 19 新たな資源回収に向けた取組の実施 (粗大ごみに含まれる資源)	21 資源回収方法の拡充 (蛍光管・廃食油その他)
23 資源化の更なる徹底に向けた取組の実施 (紙製容器包装類等その他紙リサイクル)	◎ 26 あらかわりサイクルセンターの運営
24 資源化の更なる徹底に向けた取組の実施 (古布)	27 資源持ち去り対策の支援
25 資源化の更なる徹底に向けた取組の実施 (びん・缶類)	
28 事業者への更なる働きかけ (紙ごみの減量及び古紙リサイクルの周知)	
29 事業系資源のリサイクルの促進	
30 インクカートリッジ等民間リサイクルの周知強化	
◎ 31 園児や小学生を対象とした食育や食品ロス削減のための啓発活動	◎ 33 区民が楽しみながら取り組める普及啓発事業の導入
◎ 32 あらかわりサイクルセンターにおける環境教育・環境学習の実施	◎ 34 小学生への環境教育・環境学習の更なる充実
36 3Rリーダーの養成講座の実施	◎ 35 体験型学習等の推進
37 3Rリーダーとの協働 (ごみ減量・リサイクル事業普及啓発)	39 あらかわエコセンター・あらかわりサイクルセンターを活用した情報発信
38 環境・リサイクル活動団体等との協働	40 3R行動会議の実施
41 優良な事業用大規模建築物所有者の紹介等	45 東京二十三区清掃一組の情報の「見える化」
42 ごみ減量やリサイクル等に積極的に取り組む事業者の紹介 (もったいない協力店等)	46 最終処分場の現状に関する情報の「見える化」
43 修理店の紹介等	
44 ごみ量や経費等の情報の更なる「見える化」	
47 清掃事業の適正な運営	50 取扱いに注意を要する廃棄物の適正な処分方法の周知
48 収集ルートの見直し	◎ 51 災害廃棄物処理計画の策定
◎ 49 取扱いに注意を要する廃棄物の拠点回収等の実施 (水銀体温計等)	
52 地域による見守りが必要な方への取組 (区による戸別訪問収集)	55 多言語への対応 (イラストを効果的に使用したパンフレット作成等)
53 地域による見守りが必要な方への取組 (地域の方々の温かい取組への見守り)	56 転入者への周知促進 (不動産事業者等への協力依頼)
54 地域との繋がりがあまりない区民へのPR促進	◎ 57 ふれあい指導の実施
◎ 57 ふれあい指導の実施 (再掲)	
◎ 58 適正排出に向けた更なる指導の強化 (事業系ごみ排出者の登録制度の導入等)	

※個別施策の◎印は、重点的に取り組む施策である。

2 個別施策等

基本方針1 排出抑制の促進

ごみ減量については、3R「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）」の実践が有効な手段ですが、資源化（リサイクル）の前にまずは、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）によりごみの量を減らしていきます。

区は、区民・事業者に対し排出抑制のための積極的な働きかけを行っていきます。こうしたことから、次の3つの施策の方向を掲げます。

施策の方向

- 施策① 家庭ごみの削減
- 施策② 事業系ごみの削減
- 施策③ 再使用（リユース）の推進

また、「可燃ごみの約半数を占める生ごみ（厨芥類）の減量」を、「基本方針1 排出抑制の促進」における重点施策として設定し、様々な個別施策に取り組んでいきます。

重点施策 可燃ごみの約半数を占める生ごみ（厨芥類）の減量

排出抑制の促進の中で最も効果的なのは生ごみ（厨芥類）の減量です。発生してしまった生ごみについては、水切りを徹底するとともに、生ごみ処理機*（乾燥式やたい肥ができるコンポスト式など）の活用などを区民に積極的に呼びかけていきます。

また、食べられるのに捨てられる食品（食品ロス）を減らすことも大変重要です。食品ロスを減らすため、区民や飲食店などの事業者に対し啓発活動や様々な取組を行っていきます。

個別施策のうち、主な施策（重点施策・新規施策等）については、次のとおりです。

主な施策

施策① 家庭ごみの削減

（1）生ごみ減量に向けた取組

- ◎国内では食品由来の廃棄物が平成25年度に2,797万トン発生しています。そのうちの632万トンがいわゆる食品ロスとされています。生ごみの減量や食品ロス削減について、区報や区ホームページ、メールマガジン等での周知に加えて、区で開催されるイベント（環境・清掃フェア等）へのブース

出展などを行い、更なる普及啓発を図ります。【重点】

◎生ごみには水分が約80%含まれているので、家庭での生ごみ減量に向けて区民に対し、水切りの徹底により生ごみを減らしていただくための取組を行います。【重点】

○生ごみの減量やたい肥の活用を目的とした、生ごみ処理機の購入助成事業を引き続き実施します。

◎家庭で実践できる食品ロスを減らすためのレシピ（もったいないレシピ*）やアイデアを募集し、区報や区ホームページ、メールマガジン等で紹介します。【重点】

○区の3Rに関するイベント開催時などに、家庭で眠っている食品を持ち寄り、食料の確保が困難な団体や個人を支援する事業（フードドライブ*）などを行います。

（2）家庭ごみの有料化の検討

○家庭ごみの有料化は、費用負担を軽減しようとする動機づけが働き、ごみの排出抑制及び分別の徹底ができることや、ごみ減量に対して区民が当事者意識を持つことができること、費用負担の公平化などといった効果が挙げられます。

一方で、区民に新たな費用負担が生じること、ごみの減量効果が限定的であること、戸別収集費用の増加、不法投棄等の対応が生じることなど、費用対効果の面で解決すべき課題も多くあります。

また、これまでの清掃リサイクル事業の経緯や、事業系一般廃棄物処理手数料を23区で統一的に扱っていること、他区と近接している地理的条件などを考慮すると、23区間による調整・連携等も必要です。

家庭ごみの有料化の前提として、不燃ごみや粗大ごみの資源化など新たな品目の資源回収の実施や、可燃ごみの半数を占める生ごみの減量、可燃ごみや不燃ごみとして出される資源の分別徹底の推進など、多様な3R推進のための施策を実施していきます。有料化については、これらの施策や働きかけを実施しつつ、数値目標の達成状況を勘案しながら、広く区民とともに考えていきます。

施策② 事業系ごみの削減

（1）事業者を対象とした食品ロス削減のための取組

◎事業者に対しても、生ごみ減量や食品ロス削減のための取組を行うよう働き

かけます。事業系食品ロス削減のための取組として、食材の在庫管理の徹底や、小売店の生鮮食品や惣菜の売り切り、宴会時でのコース料理食べ切り運動（30・10運動）の実施の呼びかけなどを行います。

また、30・10運動*に合った宴会のコース料理を提供できるよう事業者に働きかけていきます。【重点】

※30・10運動……会食や宴会などで乾杯後の30分間と、閉会前の10分間は席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす運動。

◎食べ切りやすい小盛メニュー・宴会メニューの案内や料理提供時の食べ切りの声掛けやなど、食品ロス削減の取組を実施する飲食店に数多く参加いただけるよう引き続き募集し、「あら！もったいない協力店*」として区報や区ホームページ、メールマガジン等でその取組を紹介します。【重点】

◎小売店に対しては、単身世帯向けの少量の惣菜・ばら売りの食材等の提供、賞味期限・消費期限が切れる前の売り切り、期限切れ食品の独自の食品リサイクルルートの設定など、食品ロス削減に向け取り組んでいただけるよう区でも更に働きかけます。【重点】

(2) 事業者への更なる働きかけ

◎事業系ごみの減量のために、生ごみの減量以外についても更なる働きかけを行っていきます。環境にやさしい製品の販売やリターナブル容器の使用、レジ袋や過剰包装の削減など、環境にやさしいビジネススタイルへの転換を事業者に対して働きかけます。

(3) 荒川区役所環境配慮率先行動プランの実施

◎区は、環境区民の一員として、また、区内最大規模の事業者として、「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」の実施を通して、区民や事業者に対して模範となるごみ減量やリサイクル推進を率先して実践します。

参考 荒川区役所環境配慮率先行動プラン（26年3月改定）

地球温暖化防止の推進や資源の有効活用等、環境負荷を軽減させるために区役所が率先して行う具体的な行動計画です。

省資源・リサイクルの推進については、主に、次のような取組項目を定めています。

- ・ 廃棄物の発生抑制
- ・ 再使用・再資源化の推進
- ・ グリーン購入の推進
- ・ 用紙類等の使用量の削減
- ・ ペーパーレスシステムの推進

施策③ 再使用（リユース）の推進

- 不用品有効活用促進のため、リユースショップ事業者（古本屋・リサイクルショップ等）を区報や区ホームページ、メールマガジン等で紹介します。

【新規】

- 再使用（リユース）の推進事業として、フリーマーケットや再使用（リユース）の講座の開催、不用品情報交換制度、家具の再使用事業を引き続き実施します。

個別施策一覧

※新規……計画中間見直し時（平成29年度）以降に実施する施策
 重点……重点的に取り組む施策

施策の方向	No.	個別施策	重点	新規
①家庭ごみの削減	1	食品ロス削減に向けた周知の徹底（区民向け）	○	
	2	もったいないレシピ・ごみ減量アイデア募集	○	
	3	生ごみ減量の普及啓発（生ごみの水切りの徹底等）	○	
	4	フードドライブの実施		
	5	家庭ごみの有料化の検討		
②事業系ごみの削減	6	食品ロス削減に向けた周知の徹底（事業者向け）	○	
	7	もったいない協力店の募集	○	
	8	事業者への更なる働きかけ（環境に優しい製品の販売やリターナブル容器の使用等）		
	9	荒川区役所環境配慮率先行動プランの実施		
③再使用（リユース）の推進	10	フリーマーケット等による再使用（リユース）の取組		
	11	マイバッグ・マイはし・マイボトルの利用促進		
	12	再使用（リユース）の講座の開催		
	13	再使用（リユース）ショップの紹介		○
	14	不用品情報交換制度の実施		
	15	家具の再使用事業の実施		
	16	再使用（リユース）の普及に向けたリーフレットの作成		
	17	修理（リペア）などの新たなRの普及啓発		

基本方針2 リサイクルの推進

排出抑制の取組を行っても、なお排出されるものについては、コストや環境負荷に配慮しながら、可能な限り資源としての活用を推進します。平成27年度時点での区のリサイクル率は、16.2%であり、平成33年度の数値目標である25%を大きく下回っていることから、リサイクルの推進に係る施策を積極的に行っていきます。こうしたことから、次の3つの施策の方向を掲げます。

施策の方向

- 施策① 資源回収方法の拡充
- 施策② 資源化の更なる徹底
- 施策③ 事業系リサイクルの推進

また、「不燃ごみ・粗大ごみの資源化」を、「基本方針2 リサイクルの推進」における重点施策として設定します。

重点施策 不燃ごみ・粗大ごみの資源化

不燃ごみや粗大ごみには資源として活用できる鉄やアルミニウムなどの金属類やガラス類を含んだ製品が多く排出されています。

更なるリサイクルの推進を目指し、不燃ごみと粗大ごみの資源化を進め、リサイクル率の向上を図ります。

個別施策のうち、主な施策（重点施策・新規施策等）については、次のとおりです。

主な施策

施策① 資源回収方法の拡充

(1) 新たな資源回収の実施

◎区で回収している不燃ごみ及び粗大ごみに含まれる資源については、ピックアップ回収などを活用し、鉄やアルミニウムなどの金属類やガラス類などを新たな資源として回収を行っていきます。【重点・新規】

(2) 資源回収方法の拡充及び検討

○中型家電・蛍光灯・廃食油などについては、あらかじめリサイクルセンターなどの区施設で拠点回収を行うとともに、イベント回収等を行い、資源回収方法の拡充を図ります。

- 現在資源として回収を行っていないプラスチック製容器包装類についても、環境負荷や経済性等を考慮したうえで、資源回収について検討していきます。

施策② 資源化の更なる徹底

(1) 資源の正しい分別方法の周知徹底

- 可燃ごみとして出されやすい集団回収品目である資源について、とりわけ、既に9割以上の町会で回収を実施している古布と、紙製容器包装類をはじめとする雑がみなどは、区民が適正に資源として排出するよう、周知を徹底します。
- 不燃ごみとして出されやすい集団回収品目である資源（特にびん・缶）についても、区民が適正に資源として排出するよう、周知を徹底します。
また、同様に不燃ごみとして出されている拠点回収品目である資源（使用済小型家電等）についても、区民への更なる周知を行っていきます。

(2) あらかわりサイクルセンターの運営

- 平成28年10月に開設したあらかわりサイクルセンターでは、区内から集団回収などで回収した資源の中間処理を、長期的に持続可能な安定した状態で実施します。

施策③ 事業系リサイクルの推進

- 事業者が排出する紙類を資源として回収する東京商工会議所荒川支部で実施しているエコノミックリサイクル*利用の周知を行うとともに、事業者の自主的なリサイクルシステムの構築を働きかけます。

個別施策一覧

施策の方向	No.	個別施策	重点	新規
①資源回収方法の拡充	18	新たな資源回収に向けた取組の実施 (不燃ごみに含まれる資源)	○	○
	19	新たな資源回収に向けた取組の実施 (粗大ごみに含まれる資源)	○	○
	20	資源回収方法の拡充 (中型家電及び小型家電)		
	21	資源回収方法の拡充 (蛍光管・廃食油その他)		
	22	資源回収方法の検討 (プラスチック製容器包装類等)		
②資源化の更なる徹底	23	資源化の更なる徹底に向けた取組の実施 (紙製容器包装類等その他紙リサイクル)		○
	24	資源化の更なる徹底に向けた取組の実施 (古布)		
	25	資源化の更なる徹底に向けた取組の実施 (びん・缶類)		
	26	あらかわりサイクルセンターの運営	○	
	27	資源持ち去り対策の支援		
③事業系リサイクルの推進	28	事業者への更なる働きかけ (紙ごみの減量及び古紙リサイクルの周知)		
	29	事業系資源のリサイクルの促進		
	30	インクカートリッジ等民間リサイクルの周知強化		

基本方針3 参画と協働体制の推進

ごみ減量・リサイクル推進のために、園児・小学生・一般区民を対象とした環境教育・環境学習の普及啓発活動を一層進めていきます。

また、環境区民である区民・事業者・区が、ごみ減量・リサイクル事業を協働で推進していく体制を築いていきます。

こうしたことから、次の3つの施策の方向を掲げます。

施策の方向

- 施策① 未来につながる環境教育・環境学習
- 施策② 地域に根差した参画と協働の推進
- 施策③ 清掃・リサイクル情報の「見える化」

また、「環境教育の充実及び学習の機会拡大」を、「基本方針3 参画と協働体制の推進」における重点施策として設定し、様々な個別施策に取り組んでいきます。

重点施策 環境教育の充実及び学習の機会拡大

区民に対する普及啓発の方法のひとつとして環境教育・環境学習の実施は非常に有効です。従来の3Rに関する環境教育・環境学習に加えて、園児や小学生を対象に食育も含めた食品ロス削減のための環境教育を実施し、保護者に対しての普及啓発にもつなげます。

また、あらかじめリサイクルセンターでは資源の中間処理の見学や、リサイクルされたガラスを使用したガラス工房などを開設し、環境教育・環境学習を実施します。

個別施策のうち、主な施策（重点施策・新規施策等）については、次のとおりです。

主な施策

施策① 未来につながる環境教育・環境学習

(1) 食品ロス削減のための啓発活動

◎食品ロス削減に関する内容を含めた環境教育による普及啓発活動を教育委員会など関係部署と連携し充実させます。

保育園児・幼稚園児に対しては、紙芝居等を利用した食育等により、小学生に対しては、食品ロス削減のためのリーフレットの配付や学校への出前授業等により、食品ロス削減のための環境教育を行い、子どもたちや保護者等に対し啓発活動を行います。【重点】

(2) あらかわりサイクルセンターを活用した環境教育・環境学習の実施

◎あらかわりサイクルセンターを活用した環境教育・環境学習を実施します。
小中学生の社会科見学や区民による施設見学会など、積極的に環境教育・環境学習の場として活用していきます。

施設見学の際は、工房体験を組み合わせた多様なメニューを用意し、リサイクルに興味や関心を持てる環境教育・環境学習を実施していきます。【重点】

(3) 環境教育・環境学習の更なる推進

◎「環境先進都市あらかわ」の将来を担う子どもたちに、小学校などでの環境教育・環境学習の場を通して、最も身近な環境問題としてのごみ問題やリサイクルに関する知識・情報を積極的に提供します。また、その際に、体験型学習など楽しみながら学ぶことの出来る啓発事業を実施します。【重点】



▲スケルトン清掃車での環境学習の様子



▲あらかわりサイクルセンターの見学通路

施策② 地域に根差した参画と協働の推進

(1) 3Rリーダー等の養成と協働

○地域において、ごみ減量・リサイクルを推進する区民「3Rリーダー」を養成していきます。長く地域に携わっている方だけではなく、子育て世代などの若い世代も対象に、「3Rリーダー」の養成講座等を開催していきます。また、ごみ減量やリサイクル推進の普及啓発活動についても、区が情報発信するだけではなく、区と3Rリーダーが協働しながら取り組んでいきます。

【新規】

○ごみ減量・リサイクル推進事業について、町会等地域の方々や、環境・リサイクル団体等と協働しながら実施します。

(2) あらかわりサイクルセンター・あらかわエコセンターを活用した情報発信

○環境区民が一体となって環境問題に取り組む活動拠点であるエコセンターと、3Rを中心とした様々なR^{*}の拠点であるあらかわりサイクルセンターの双方が連携しながら、普及啓発や各種イベントなどの情報を発信していきます。また、あらかわりサイクルセンターは、周辺の東京ガス株式会社や産業技術高等専門学校などの特色ある施設と連携した事業展開を図り、地域と一体と

なった普及啓発などの情報発信に努めます。

※様々なR……「断る（リフューズ）」、「修理する（リペア）」、「借りる（レンタル）」など、3R「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）」以外のごみを減らすためのキーワードです。

（3）3R 作戦会議の実施

○地域の方々を交えて、ごみ減量・リサイクル推進のための作戦会議（3R作戦会議）を開催し、地域特性に見合った事業を展開していきます。【新規】

施策③ 清掃・リサイクル情報の「見える化」

（1）優良事業者などの紹介

○ごみ減量・リサイクルに関する取組をより一層推進していくにあたり、優れた取組を行っている事業用大規模建築物の所有者や、食品ロス削減に取り組む事業者、修理を行う事業者等を区報やホームページ、メールマガジン等で紹介します。

（2）清掃・リサイクル情報の「見える化」

○区民や事業者にごみの減量やリサイクルに関心を持っていただくために、ごみ量や清掃・リサイクル事業に係る経費等について、より分かりやすく示します。

また、23区で共同処理しているごみの中間処理や埋立処分に要する経費は、区内で発生したごみ量に応じた負担の割合とされています。こうした経費の軽減を図るためにも、環境区民が一体となってより一層のごみの減量やリサイクルの推進に取り組む必要性を発信します。

個別施策一覧

施策の方向	No.	個別施策	重点	新規
①未来につながる環境教育・環境学習	31	園児や小学生を対象とした食育や食品ロス削減のための啓発活動	○	
	32	あらかわりサイクルセンターにおける環境教育・環境学習の実施	○	
	33	区民が楽しみながら取り組める普及啓発事業の導入	○	
	34	小学生への環境教育・環境学習の更なる充実	○	
	35	体験型学習等の推進	○	
②地域に根差した参画と協働の推進	36	3 Rリーダーの養成講座の実施		○
	37	3 Rリーダーとの協働 (ごみ減量・リサイクル事業普及啓発)		○
	38	環境・リサイクル活動団体等との協働		
	39	あらかわエコセンター・あらかわりサイクルセンターを活用した情報発信		
	40	3 R行動会議の実施		○
③清掃・リサイクル情報の「見える化」	41	優良な事業用大規模建築物所有者の紹介等		
	42	ごみ減量やリサイクル等に積極的に取り組む事業者の紹介 (もったいない協力店等)		
	43	修理店の紹介等		
	44	ごみ量や経費等の情報の更なる「見える化」		
	45	東京二十三区清掃一組の情報の「見える化」		
	46	最終処分場の現状に関する情報の「見える化」		

基本方針4 適正排出の推進

環境区民によるごみ減量への取組がなされた後、どうしても排出されてしまうごみについては、清掃事業の主体である区の責任において、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るために、今後も引き続き適正に処理していきます。そのためにも、区民・事業者が適正にごみを排出するよう推進します。同時に、効率性や環境に配慮するとともに、荒川区の地域特性を踏まえたきめ細やかな収集・運搬体制を推進します。こうしたことから、次の3つの施策の方向を掲げます。

施策の方向

- 施策① 清掃事業の適正な運営
- 施策② 家庭ごみの適正排出の推進
- 施策③ 事業系ごみの適正排出の推進

また、「清掃事業における適正排出の推進」を、「基本方針4 適正排出の推進」における重点施策として設定し、様々な個別施策に取り組んでいきます。

重点施策 清掃事業における適正排出の推進

ごみの適正な排出方法を区民や事業者に周知するふれあい指導*を拡充します。

事業系ごみ等を排出する際に、ごみ処理券を貼らずに家庭ごみとして出す事業者に対する指導を強化し、ごみ処理経費負担の公平化に努めます。

また、首都直下型地震や水害などの災害時に発生する災害廃棄物(がれき・し尿等)の処理に関する基本計画(災害廃棄物処理計画)の策定や、環境保護の観点から水銀等の有害廃棄物の拠点回収等の拡充に努めていきます。

個別施策のうち、主な施策(重点施策・新規施策等)については、次のとおりです。

主な施策

施策① 清掃事業の適正な運営

(1) 清掃事業の適正な運営

- 生活環境を保全するため、排出されたごみは効率的かつ経済性を考慮した収集運搬体制の構築に努めます。

(2) 取扱いに注意を要する廃棄物の適正処理の推進

◎体温計や血圧計などの水銀の入った廃棄物については、環境保護の観点から分別回収・拠点回収・イベント回収などを行っていきます。【重点】
医療廃棄物など、取扱いに注意を要する廃棄物についても、引き続き適正な処分方法の周知を徹底していきます。

(3) 災害廃棄物処理計画の策定

◎首都直下型地震や水害などの災害があった際に発生する災害廃棄物（がれき・し尿等）を適正かつ迅速に処理するために、災害廃棄物処理計画を策定していきます。【重点・新規】

施策② 家庭ごみの適正排出の推進

(1) 地域による見守りが必要な方への取組

○分別は適正処理の基本であることから、適正な排出をするための様々な取組を実施します。従来より区が実施している、地域による見守りが必要な高齢者や障がい者を対象とした戸別訪問収集だけではなく、ごみや資源を自分で出すことが困難な区民に対しては、関係機関と連携しながら、特別な配慮を検討します。

また、集団回収の際に、地域の方々が外出の困難な方の手助けを行うといった温かい取組が地域に根付いていますので、今後も大切に見守っていきます。

(2) 区民に対する適正排出の推進

◎ごみ・資源の適正排出を推進するために、管理者が常駐していないワンルームマンションなどに住む増加の傾向にある単身世帯や、転入者・外国人等に対して、荒川区のごみ出し・分別ルールの周知の徹底を引き続き行います。区報や区ホームページ、メールマガジン等の電子媒体や、チラシ等で、イラストや写真、多言語を用いて分かりやすくごみや資源の正しい出し方や分別方法を周知していきます。

◎ごみ排出のルール・マナー違反への対応については、ふれあい指導を継続します。さらに、適正排出に対する指導助言を目的とした、ごみ集積所（資源回収拠点）の状況を把握するための方法（地図情報システムの利用等）を検討します。【重点】

施策③ 事業系ごみの適正排出の推進

◎事業者を対象としたルール・マナー違反への対応については、引き続き、自己処理責任に基づき、事業系有料ごみ処理券を貼付し、適正に排出するよう、助言や指導の徹底を図ります。区内には小規模事業所が多いという区の特

を十分に考慮した上で、こうした適正排出に向けた指導を強化していきます。また、事業系ごみに対しても、家庭ごみと同様に、適正排出に対する指導助言を目的とした、ごみ集積所の状況を把握するための方法を検討します。【重点】

◎事業の用途に供する部分の延べ床面積の合計が3,000㎡以上の大規模建築物に加え、1,000㎡以上の要綱指導対象事業所、さらには小規模な事業所に対しても、適切な助言や指導を行います。【重点】

個別施策一覧

施策の方向	No.	個別施策	重点	新規
①清掃事業の適正な運営	47	清掃事業の適正な運営		
	48	収集ルートの見直し		
	49	取扱いに注意を要する廃棄物の拠点回収等の実施（水銀体温計等）	○	
	50	取扱いに注意を要する廃棄物の適正な処分方法の周知		
	51	災害廃棄物処理計画の策定	○	○
②家庭ごみの適正排出の推進	52	地域による見守りが必要な方への取組（区による戸別訪問収集）		
	53	地域による見守りが必要な方への取組（地域の方々の温かい取組への見守り）		
	54	地域との繋がりがあまりない区民へのPR促進		
	55	多言語への対応（イラストを効果的に使用したパンフレット作成等）		
	56	転入者への周知促進（不動産事業者等への協力依頼）		
	57	ふれあい指導の実施	○	
③事業系ごみの適正排出の推進	58	適正排出に向けた更なる指導の強化（事業系ごみ排出者の登録制度の導入等）	○	

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

基本理念の実現に向けて、4つの基本方針に基づき、各施策を区民・事業者・区の協働により推進し、目標の達成を目指していきます。

(1) 環境区民（「区民・事業者・区」の総称）の役割

質の高い循環型社会の実現には、環境区民である区民・事業者・区の三者がそれぞれ相互に連携し、協働することが不可欠です。そのためには、区民・事業者・区のそれぞれが環境区民としての役割を自覚し、実践することが大切です。

①区民の役割

区民は、ごみの排出ルール・マナーを遵守するとともに、ごみの排出抑制・リサイクルを意識して、現在のライフスタイルを見直すことなどにより、ごみの減量化・再資源化に努める必要があります。

荒川区の地域特性である、自分達の地域のことは自分達で築いていこうというボランティア精神を生かして、協働の取組の一つとして「集団回収」がごみ減量の大きな役割を担っています。

区民一人ひとりが廃棄物との関わりについて理解を深めることにより、積極的に参加していくことが必要です。

地域において、ごみの減量・リサイクル推進のための取組を、区と協働で行っていく区民も求められています。

②事業者の役割

事業者は、廃棄物処理法による排出事業者責任*に基づく適正処理はもとより、事業活動におけるごみの排出抑制やリサイクルの更なる推進など、環境に配慮した事業活動が求められています。

また、ごみの発生は光熱費と同様に、コスト要因であることから、経営の観点からも、ごみ減量に対する意識付けを行っていく必要があります。

③区の役割

荒川区ならではの地域の連携と地場産業である「循環産業」の集積を活かしながら、あらかわりサイクルセンターを普及啓発の拠点として、清掃リサイクル事業の更なる充実・拡大を図っていきます。これまで荒川区の資源回収・リサイクル事業の中核を担い、あらかわりサイクルセンターの円滑な運営に欠くことのできない荒川区リサイクル事業協同組合と協働していきます。

区は区内最大規模の事業所としての責任を自覚し、全部署が一体となった体制を整備・確保し、平成26年に改定した「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」を実践していきます。また、区はコーディネーター（調整役）として、「大量生産・大量消費・大量廃棄」からの転換の必要性を呼びかけるとともに、ごみの発生から処理・処分までの全体調整を行い、資源循環型社会の構築に向けたシステムを

整備し、その進行管理を行い、ごみの減量化・再資源化を推進する役割を担います。

さらには、区民や事業者に対し、ごみ減量やリサイクル推進に関する情報を提供していきます。

また、清掃事業の主体として、効率性や環境にも配慮しながらごみの収集・運搬を実施すると共に、家庭ごみ及び事業系ごみの適正排出を徹底していきます。

国などに対しても、各種リサイクル法等の見直しや、制度の改善などについて、継続的に働きかけていきます。

(2) 荒川区清掃審議会

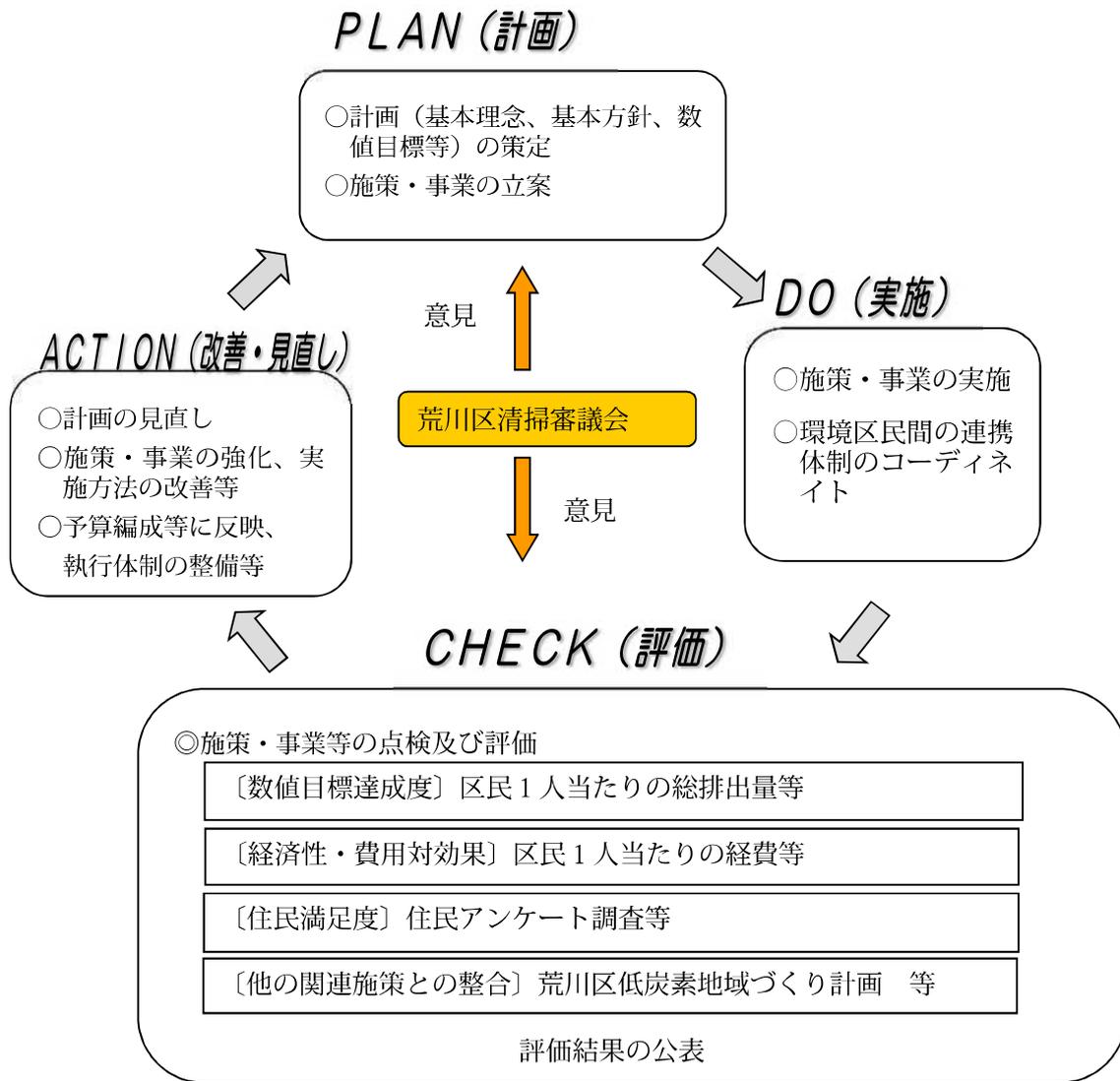
区民・事業者・区・学識経験者等の代表により構成される「荒川区清掃審議会」の中で、循環型社会の実現に向けた課題や課題に対する基本的な考え方を審議し、環境区民間での相互理解を高め、区の施策に反映していきます。

2 進行管理

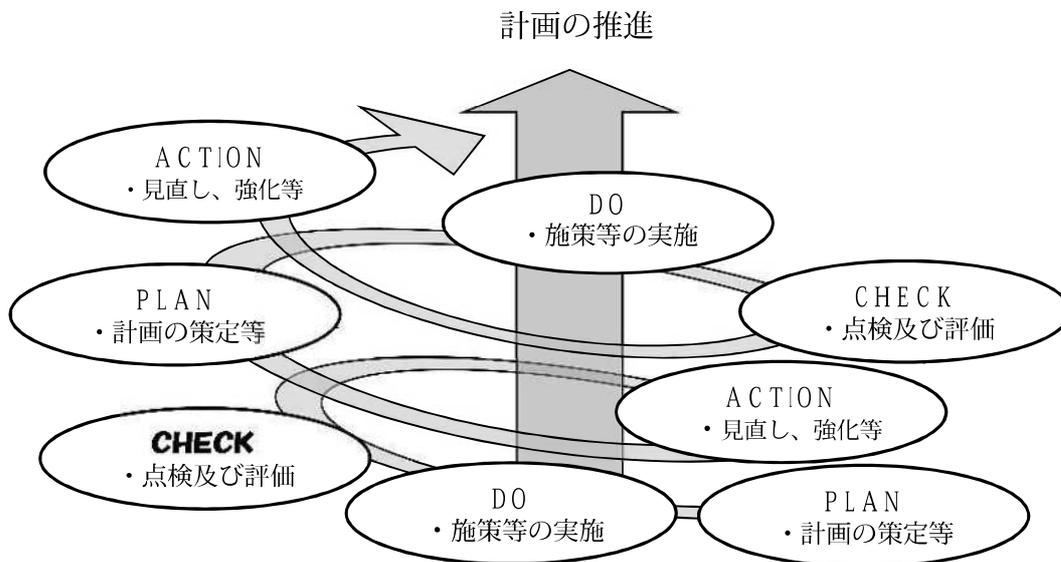
目標を達成するために、達成状況の客観的な評価を行いながら、改善を図り、計画的・効果的に実施していく仕組みを確立していきます。進捗状況、達成状況について、行政評価にも用いられている計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善・見直し（ACTION）のPDCAサイクルを適切かつ効果的に運用【図表4-1】し、継続的・段階的に改善を図りながら計画を発展的に実施していきます。

本計画に掲げた各種施策を推進するとともに、荒川区低炭素地域づくり協議会が平成22年10月に策定し、平成27年度に見直しを行った「荒川区低炭素地域づくり計画（～環境区民がみんなで取り組むCO₂削減プラン～）」に盛り込んだ、『ごみの排出抑制を主眼とする3R「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）」の推進』の取組についての点検、評価、見直しを行うなど、他の施策との整合性を図っていきます。

【図表 4-1 計画の推進体制・進行管理の概念図】



【図表 4-2 計画の継続的強化・改善（スパイラルP D C A）のイメージ】



生活排水処理基本計画

1 現状

現在、荒川区における下水道普及率は100%で、生活排水（し尿及び生活雑排水）のほとんどは公共下水道によって処理されており、区内のくみ取り便所は現在ありません。

このほか、浄化水槽汚泥、ディスポーザー汚泥、事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥も排出されています。

2 基本方針

荒川区では、下水道整備が完了していることから、し尿を含む生活排水については公共下水道によって処理を行い、事業活動に伴って排出される仮設便所等のし尿や、し尿混じりのビルピット汚泥等については、引き続き事業者の責任により処理を行います。

3 処理方法

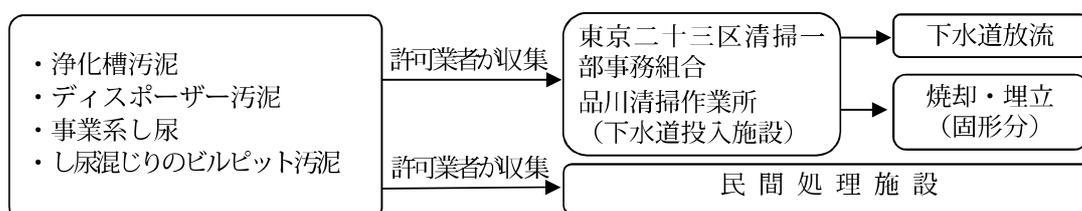
荒川区では、くみ取りし尿の家庭からの排出は見込まれませんが、発生した場合には、収集・運搬体制を有している区に委託し、収集・運搬を行います。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥、事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥については、一般廃棄物収集運搬の許可業者が収集・運搬しています。処分は、東京二十三区清掃一部事務組合又は一般廃棄物処分の許可業者が行っています。

【図表 5-1 浄化槽汚泥等の収集・運搬、処分主体】

区分	説明	収集・運搬の主体	処分の主体
浄化槽汚泥 (ディスポーザー汚泥を含む)	浄化槽から発生する汚泥 (東京都下水道局に届出したディスポーザー排水処理システムから発生する汚泥を含む)	一般廃棄物収集運搬業の許可業者	東京二十三区清掃一部事務組合
事業系し尿	建設現場の仮設便所等から発生するし尿	一般廃棄物収集運搬業の許可業者	一般廃棄物処分量の許可業者
し尿混じりのビルピット汚泥	オフィスビルやホテル等の建築物に設置される地下排水槽(ピット)を清掃したときに排出される汚泥をビルピットといい、これにし尿が混ざったもの	一般廃棄物収集運搬業の許可業者	一般廃棄物処分量の許可業者 東京二十三区清掃一部事務組合

【図表 5-2 生活排水の処理の流れ】



資料編

- 1 荒川区清掃審議会答申（概要）
- 2 荒川区清掃審議会審議経過等
- 3 荒川区清掃審議会委員名簿
- 4 荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抄）
- 5 区内清掃・リサイクル施設
- 6 総排出量・総ごみ量・資源回収量・リサイクル率の将来予測
- 7 用語集

1 荒川区清掃審議会答申（概要）

（1）計画見直しの背景

平成24年3月に策定された荒川区一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成24年度から平成33年度まで）から5年経過した平成28年度に、これまでの計画の達成状況（平成26年度は区民1人1日当たりの総ごみ量及び総排出量は目標値達成。資源回収量及びリサイクル率については目標値達成せず）や、本区を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の見直しについて検討した。

（2）現状と課題

①現状（平成26年度）

総排出量 平成22年度比6.2%減少

総ごみ量 同6.4%減少

リサイクル率 16.5%（同0.1ポイント減少・ほぼ横ばい）

②課題

ごみの排出抑制の促進

- ・発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の優先
- ・可燃ごみの約半数を占める生ごみの減量

リサイクルの更なる充実

- ・資源回収量及びリサイクル率の向上
- ・あらかわりサイクルセンターを最大限活用
- ・可燃ごみに含まれる資源回収品目（紙類・古布）、不燃ごみに含まれる資源回収品目（びん・缶・小型家電）の適正分別の徹底
- ・不燃ごみや粗大ごみの資源化
- ・事業系の資源回収システム（区収集では登録制・区以外では古紙等のリサイクルシステム等）の浸透

区民の参画と協働

- ・質の高い循環型社会の実現に向けて、区民意識の高揚と、積極的な参画協働の推進
- ・普及啓発等における区民との協働
- ・ごみ減量・リサイクル事業を担う次世代への啓発

適正排出の推進

- ・ 区民や事業者に対しての不適正排出の是正
- ・ 効率性や環境に配慮した収集運搬体制の確保
- ・ 水銀が含まれている廃棄物の収集及び処分方法の検討
- ・ 自然災害発生時のがれきやし尿の処理方法の検討

(3) 基本理念

基本理念 環境区民による質の高い循環型社会の構築

「最適生産・最適消費・最少廃棄」社会に向け、環境区民（「区民・事業者・区」の総称）が一体となり、明確な目標と強い問題意識を持ち、持続可能な質の高い循環型社会を今後も目指していく必要がある。

(4) 基本方針の見直し及び新基本方針

今回の見直しでは、これまでの基本方針をさらに充実させ、新たに4つの基本方針に再編し、施策や事業を展開していく必要がある。

【荒川区一般廃棄物処理基本計画の策定時（平成23年度）に掲げた基本方針】

- ・ **基本方針1** 環境区民による協働の推進
- ・ **基本方針2** Rの充実によるごみ減量の推進
- ・ **基本方針3** 適正処理の推進



【荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに向けて掲げた新基本方針】

基本方針1 排出抑制の促進

基本方針2 リサイクルの推進

基本方針3 参画と協働体制の推進

基本方針4 適正排出の推進

(5) 重点施策

以下の4点を重点的に実施すべきである。

- ・可燃ごみの約半数を占める生ごみ（厨芥類）の減量
- ・不燃ごみ・粗大ごみの資源化
- ・環境教育の充実及び学習の機会拡大
- ・清掃事業における適正排出の推進

(6) 計画の目標

平成33年度の目標値は、引き続き現行計画目標値とし、実現を目指すものとする。

平成33年度に目標を達成するために、資源回収量を増やし、総排出量に占める総ごみ量と資源回収量の比率を変えていく必要がある。

①排出抑制の目標値

【指標】

1人1日当たりの総排出量（総ごみ量＋資源回収量）

〔総排出量（総ごみ量＋資源回収量）／人口（年度内4月1日現在）〕

【目標値】

平成33年度の目標値（1人1日当たり）は800gとし、総排出量を16.7%（160g）削減します（平成22年度比）

②ごみ減量化の目標値

【指標】

1人1日当たりの総ごみ量（資源回収量を除く。）

〔総ごみ量（資源回収量を除く。）／人口（年度内4月1日現在）〕

【目標値】

平成33年度の目標値（1人1日当たり）は600gとし、総ごみ量を25%（200g）削減します（平成22年度比）

③リサイクル推進の目標値

【指標1】

1人1日当たりの資源回収量（総ごみ量を除く。）

〔資源回収量（総ごみ量を除く。）／人口（年度内4月1日現在）〕

【目標値】

平成33年度の資源回収量の目標値（1人1日当たり）を200gとします

→ 1人1日当たり40gの更なる資源化（平成22年度比）

【指標2】

リサイクル率

〔資源回収量÷（総ごみ量＋資源回収量）×100〕

【目標値】

平成33年度のリサイクル率（総ごみ量より算出）を25%とします

→ 1人1日当たり8.6ポイントの更なる資源化（平成22年度比）

(7) 循環型社会の実現に向けた具体的な施策

基本方針1 排出抑制の促進

資源化の前に、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）等によりごみの量を減らすことが重要である。

施策① 家庭ごみの削減

- ・生ごみ減量や食品ロスの削減（区報等での周知やイベントでのPR活動）
- ・食品ロスを減らすためのレシピやアイデアの募集
- ・家庭ごみ有料化の検討

施策② 事業系ごみの削減

- ・宴会時のコース料理食べ切り（30・10運動）の声掛け、小盛メニューの案内を実施する店舗の募集や紹介

施策③ 再使用（リユース）の推進

- ・再使用（リユース）に関する普及啓発
- ・修理や部品交換を行うなど物を長く使用するための普及啓発

基本方針2 リサイクルの推進

排出抑制の取組を行っても、なお排出されるものについては、コストや環境負荷に配慮しながら、可能な限り資源としてリサイクルを推進していく必要がある。

施策① 資源回収方法の拡充

- ・不燃ごみや粗大ごみの資源化
- ・新たに資源回収する品目（廃食油・蛍光灯等）の積極的回収

施策② 資源化の更なる徹底

- ・あらかわりサイクルセンターの安定的稼働
- ・可燃ごみや不燃ごみとして出されている資源回収品目の適正排出の強化

施策③ 事業系リサイクルの推進

- ・既存のリサイクルシステムの活用及び自主的なリサイクルシステムの構築の働きかけ

基本方針 3 参画と協働体制の推進

環境教育等の普及啓発活動を実施していくことが重要である。

また、ごみ減量・リサイクル事業を区民・事業者と共同で推進していく体制を築く必要がある。

施策① 未来につながる環境教育・環境学習

- ・園児・小学生に対する環境教育・環境学習（食品ロス削減含む）
- ・あらかわりサイクルセンターを活用した環境教育・環境学習

施策② 地域に根差した参画と協働の推進

- ・地域におけるごみ減量・リサイクル推進を担う「3Rリーダー」の養成
- ・地域住民の参画によるごみ減量・リサイクル推進のための作戦会議の実施

施策③ 清掃・リサイクル情報の「見える化」

- ・ごみ量や清掃・リサイクル事業に係る経費の見える化
- ・食品ロス削減に取り組む優良事業者の事例紹介

基本方針 4 適正排出の推進

区民・事業者が適正にごみを排出するよう推進していく必要がある。

また、効率性や環境に配慮し荒川区の地域特性を踏まえたきめ細やかな収集・運搬体制を推進していくべきである。

施策① 清掃事業の適正な運営

- ・排出されたごみの適正処理
- ・水銀を含む廃棄物の回収方法の検討・実施
- ・災害廃棄物処理計画の策定

施策② 家庭ごみの適正排出の推進

- ・不適正排出者への指導助言
- ・ごみや資源を自分で出すことの困難な区民に対しての特別な配慮の検討
- ・単身者、転入者、外国人を対象としたごみ資源の出し方及び分別の周知

施策③ 事業系ごみの適正排出の推進

- ・中規模事業所等への適切な指導助言の実施
- ・不適正排出事業者への指導助言

(8) 計画の推進体制

①推進体制

4つの基本方針に基づき、区民・事業者・区の協働により各施策を推進し、理念の達成を目指していくことが求められる。

②環境区民（「区民・事業者・区」の総称）の役割と協働のしくみ

区民の役割

- ・ごみの排出ルールやマナーの順守
- ・ごみの排出抑制や資源リサイクルに関する意識の向上
- ・資源の集団回収などの担い手
- ・廃棄物についての理解及びごみ減量への積極的な参加

事業者の役割

- ・廃棄物処理法による排出事業者責任に基づく適正処理
- ・事業活動におけるごみの排出抑制やリサイクルの更なる推進
- ・経営の観点からのごみ減量に関する意識付け

区の役割

- ・「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」の実践
- ・ごみの発生から処理・処分までの全体調整
- ・ごみの減量化や再資源化の推進
- ・ごみ減量やリサイクルに関する情報提供及び普及啓発活動の実施
- ・清掃事業の主体としてのごみ収集運搬の実施及び適正排出の促進
- ・国などへの制度改善などの継続的な働きかけ

③荒川区清掃審議会

区民・事業者・区・学識経験者等の代表により構成される「荒川区清掃審議会」のなかで、循環型社会の実現に向けた課題や課題に対する基本的な考え方を審議し、環境区民間での相互理解を高め、区の施策に反映していく必要がある。

④計画の進行管理

目標を達成するために、達成状況の客観的な評価を行いながら改善を図り計画的・効率的に実施していく必要がある。

また、区のホームページなどで積極的に情報を公表し、環境区民の協働による計画の着実な推進を図っていく必要がある。

さらに、本計画を推進するとともに、他の施策との整合性を図る必要がある。

2 荒川区清掃審議会審議経過等

(1) 荒川区清掃審議会

回	開催日	主な議題・内容
平成26年度 第1回	平成27年 3月16日	○会長及び副会長選任 ○荒川区の清掃・リサイクル事業の現状 ○荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況
平成27年度 第1回	平成27年 8月 3日	○諮問 ○ごみ排出原単位等実態調査の結果 ○現行の荒川区一般廃棄物処理基本計画の施策の分析 ○あらかわりサイクルセンター整備状況
平成27年度 第2回	平成27年11月25日	○課題の検討
平成27年度 第3回	平成28年 3月10日	○課題の検討 ○荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的な考え方について（答申案）
平成28年度 第1回	平成28年 5月16日	○課題の検討 ○荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的考え方について（答申最終案）
答申	平成28年 9月 1日	○荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的な考え方について（答申）

(2) パブリックコメント

- ①実施期間 平成28年12月12日～平成28年12月26日
 ②意見提出者数及び意見総数 18名、 48件

3 荒川区清掃審議会委員名簿

(任期：平成26年12月1日から平成29年3月31日の間)

区分	氏名	所属団体及び委嘱期間
学識 経験者	会長 平 修久	聖学院大学副学長・聖学院大学政治経済学部教授 (平成26年12月1日から)
	副会長 崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー (平成26年12月1日から)
区議会 議員	鳥飼 秀夫	荒川区議会議員 (平成27年7月1日から)
	菅谷 元昭	荒川区議会議員 (平成28年6月21日から)
	松田 智子	荒川区議会議員 (平成28年6月21日から)
	相馬 堅一	荒川区議会議員 (平成27年7月1日から)
	清水 啓史	荒川区議会議員 (平成28年6月21日から)
	斎藤 泰紀	荒川区議会議員 (平成27年7月1日から平成28年5月27日まで)
	菊地 秀信	荒川区議会議員 (平成27年7月1日から平成28年5月27日まで)
	瀬野 喜代	荒川区議会議員 (平成26年12月1日から平成28年5月27日まで)
	明戸 真弓美	荒川区議会議員 (平成26年12月1日から平成27年5月26日まで)
	小坂 眞三	荒川区議会議員 (平成26年12月1日から平成27年5月26日まで)
	中村 尚郎	荒川区議会議員 (平成26年12月1日から平成27年5月26日まで)
	横山 幸次	荒川区議会議員 (平成26年12月1日から平成27年5月26日まで)
区民・ 事業者	横山 しげ子	荒川区女性団体の会会計 (平成28年12月1日から)
	阿久津 敬子	荒川区女性団体の会前会長・尾久母の会会長 (平成26年12月1日から平成28年11月30日まで)
	大久保 信隆	荒川区リサイクル事業協同組合理事長 (平成26年12月1日から)
	大木 武司	東京青年会議所荒川区委員会次期委員長 (平成28年12月1日から)
	中野 伸一	東京青年会議所荒川区委員会元委員長 (平成26年12月1日から平成28年11月30日まで)
	瀬口 高雄	荒川区環境清掃推進連絡会会長・尾久東部町会連合会会長 (平成28年12月1日から)
	木内 輝男	荒川区環境清掃推進連絡会前会長・町屋町会連合会会長 (平成26年12月1日から平成28年11月30日まで)
	安田 正義	荒川区商店街連合会監事 (平成26年12月1日から)
	湯田 啓一	東京商工会議所荒川支部副会長 (平成26年12月1日から)
和田 美奈子	公募区民委員 (平成26年12月1日から)	
区職員	佐藤 安夫	荒川区副区長 (平成26年12月1日から)

※任期は荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例により、2年間（委員が欠けた場合の任期は前任者の残任期間）

※区議会議員委員は年に1度委員の改選を行っている。

4 荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抄）

第1章 総則 第1節 通則

（荒川区清掃審議会）

第7条 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について調査審議するため、荒川区清掃審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 区長は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本方針その他の重要事項の決定に当たっては、審議会に諮るものとする。
- 3 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - （1）一般廃棄物の減量及び処理の基本方針に関すること。
 - （2）その他重要な事項に関すること。
- 4 審議会は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項に関して、区長に意見を述べることができる。
- 5 審議会は、学識経験者、区議会議員、区民、事業者等のうちから区長が委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が定める。

5 区内清掃・リサイクル施設

(1) 収集・運搬施設

施設名	所在地	開設年月日	事業内容	敷地面積 延床面積
荒川清掃事務所	町屋 5-19-1	昭和22年4月	収集作業全般	1,854.83㎡ 1,818.60㎡
南千住清掃車庫	南千住 4-1-8	平成12年4月	直営清掃車の管理	1,900.00㎡ 1,118.32㎡

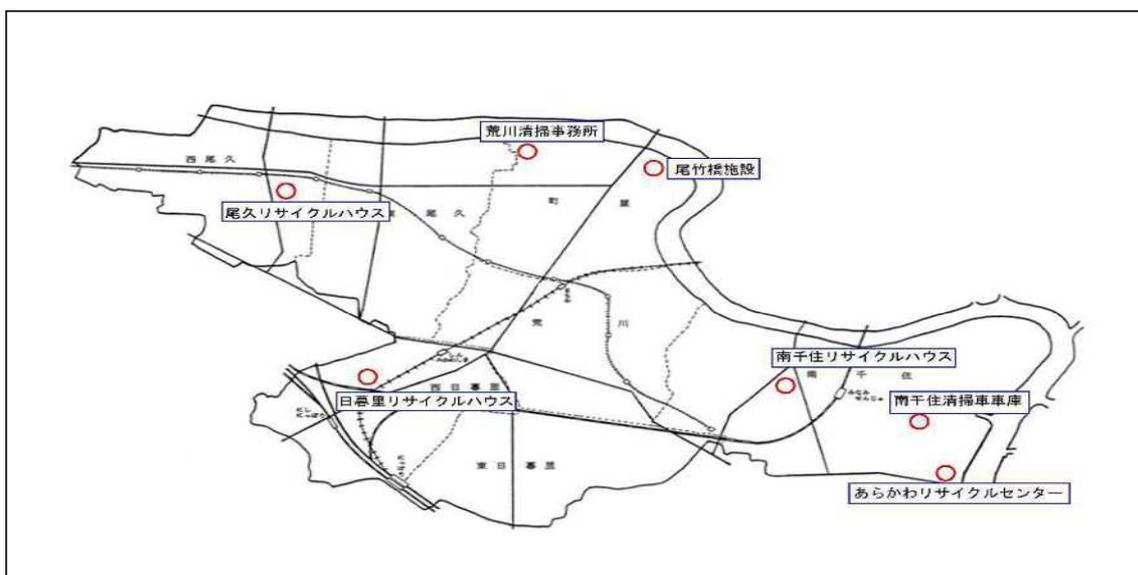
(2) 資源中間処理・普及啓発施設

施設名	所在地	開設年月日	事業内容	敷地面積 延床面積
あらかわりサイクルセンター	南千住 3-28-69	平成28年10月	資源の中間処理及び びRの普及啓発事業	1,999.36㎡ 1,580.94㎡

(3) リサイクル関連施設（あらかわりサイクルセンターを除く）

施設名	所在地	開設年月日	事業内容	敷地面積 延床面積
尾竹橋施設	町屋 7-16-21	昭和28年 3月	家具のリサイクル 会場、倉庫	3,235.85㎡ 553.91㎡
南千住 リサイクルハウス	南千住 5-39-20	平成10年 3月	資源（集団回収） の一時保管場所	300.00㎡ 38.22㎡
尾久 リサイクルハウス	西尾久 2-28-14	平成 9年11月		60.00㎡ 41.40㎡
日暮里 リサイクルハウス	西日暮里 6-40-8	平成 6年 3月		135.30㎡ 62.37㎡

◆区内リサイクル施設一覧◆



◆あらかわりサイクルセンター◆

平成28年10月10日にあらかわりサイクルセンターが開設されました。

1階では資源（びん・缶・ペットボトル・食品用トレイ）の中間処理を、2階では工房・教室などの普及啓発事業を実施しています。

◆左：あらかわりサイクルセンター外観◆

◆右：あらかわりサイクルセンター案内図◆



◆1階◆資源（びん・缶・ペットボトル・食品用トレイ）の中間処理（破碎・圧縮）



◆2階普及啓発エリア（中間処理見学通路・パネル展示・工房等）



▲中間処理の見学や、廃食油を使ったキャンドル作りなどの普及啓発を行っています。

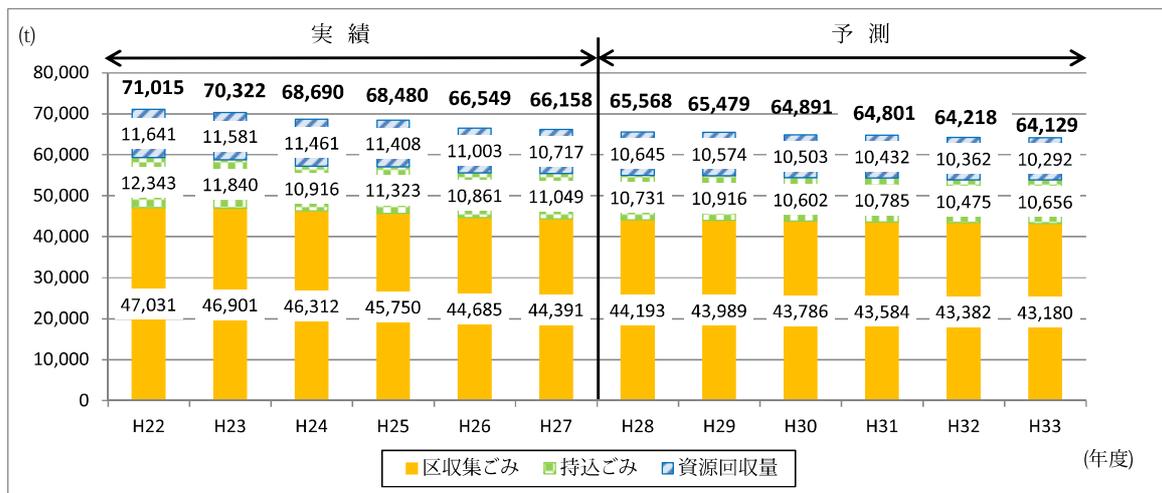
6 総排出量・総ごみ量・資源回収量・リサイクル率の将来予測

(新たな対策をせずに、現状のまま推移すると仮定した場合)

○総排出量の将来予測

総ごみ量と資源回収量を合計した総排出量は、平成27年度実績で66,158tと なっています。このまま推移したと仮定すると、平成28年度では65,568t、平 成33年度で64,129tとなると予測されます。

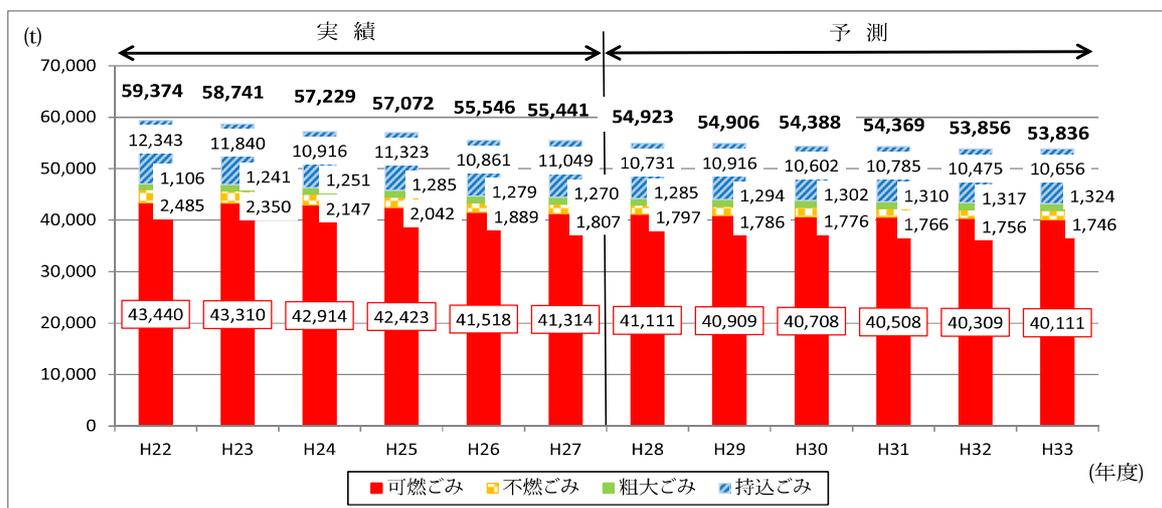
◆総排出量の将来予測図◆



○総ごみ量の将来予測

総ごみ量（区収集ごみ（可燃・不燃・粗大）、持込ごみ）、の合計は、平成27年度 実績で55,441tとなっており、このまま推移したと仮定すると、平成28年度で は54,923t、平成33年度で53,836tとなると予測されます。

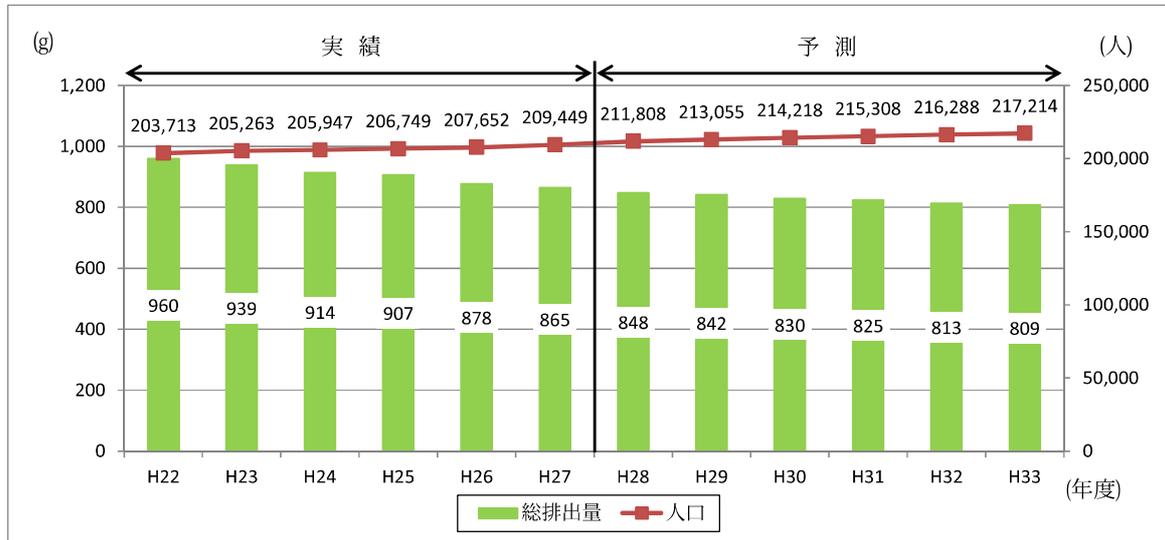
◆総ごみ量の将来予測図◆



○総排出量（1人1日当たり）の将来予測

平成27年度の総排出量を1人1日当たり換算すると865gとなっており、このまま推移したと仮定すると、資源回収量の減少により、平成28年度では848g、平成33年度で809gとなると予測されます。

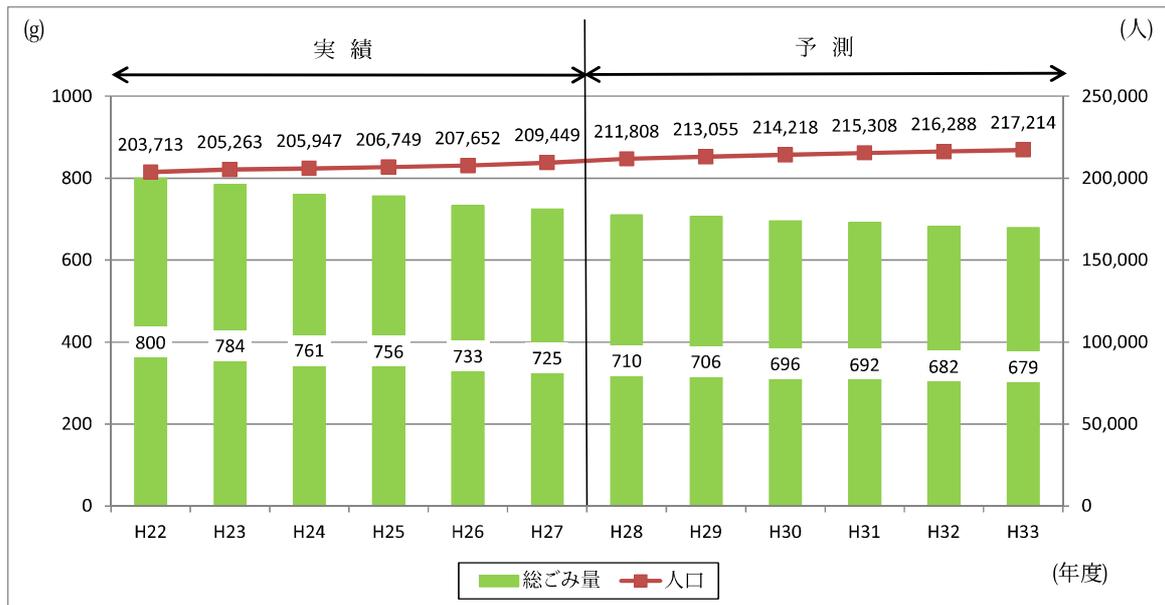
◆総排出量（1人1日当たり）の将来予測図◆



○総ごみ量（1人1日当たり）の将来予測

平成27年度の総ごみ量を1人1日当たり換算すると725gとなっており、このまま推移したと仮定すると、平成28年度では710g、平成33年度で679gとなると予測されます。

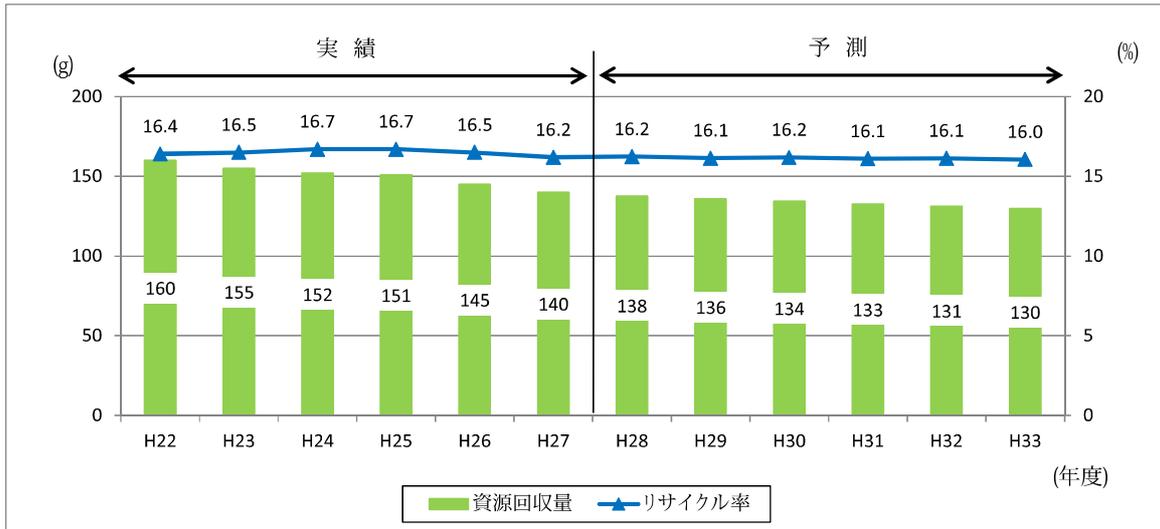
◆総ごみ量（1人1日当たり）の将来予測図◆



○資源回収量（1人1日当たり）とリサイクル率の将来予測

平成27年度の資源回収量は140g、リサイクル率は16.2%となっています。1人1日当たりの資源回収量がこのまま推移したと仮定すると、資源回収量は平成28年度では138g、平成33年度で130g、リサイクル率は平成28年度では16.2%、平成33年度で16.0%となることが予測されます。

◆資源回収量（1人1日当たり）とリサイクル率の将来予測図◆



7 用語集

あ行

荒川区人口ビジョン (P 33)

荒川区の人口動向分析・人口動態の推移より、人口の将来展望を平成27年1月1日現在の住民基本台帳人口をベースとして、7地区別に男女別1歳別についてコーホート要因法により、自然動態と社会動態に分けて平成72年(2060年)1月1日までの将来推計を行ったもの。

あら!もったいない協力店 (P 38)

荒川区内で食品ロス削減に取り組む飲食店及び食事を提供する宿泊施設などの事業者。小盛メニューの提供や、料理提供時食べ切りの声掛け、食べ切りの啓発、未使用食品を廃棄しない取組等を行っている飲食店を募集し、区報や区ホームページ等でのPRや、協力店ステッカーの配付などを行う。

荒川もったいない大作戦

平成28年度より開始した、食品ロス(食べることができたのに捨てられてしまう食品)を減らすための取組。小学生向けパンフレットの配付、保育園・幼稚園向け紙芝居の作成、本事業の趣旨に賛同し食品ロス削減に取り組む事業者(あら!もったいない協力店)の募集などを行っている。

あわせ産廃 (P 5)

区市町村等が必要性を認めた場合に、一般廃棄物とあわせて処理することが許される産業廃棄物のこと。通常の産業廃棄物とは異なり、本計画の対象範囲に含まれる。

一般廃棄物 (P 2ほか)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分類している。一般廃棄物とは「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。具体的には主に家庭から排出される生ごみ、粗大ごみ、し尿や事業所から排出される産業廃棄物(法令でその事業者が処理することを義務付けられている燃え殻・汚泥・廃油・廃プラスチック類・ゴムくずなどの20品目)以外の廃棄物をいう。

一般廃棄物処理基本計画 (P 2ほか)

廃棄物処理法第6条では、「市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(発生量及び処理量の見込み、排出の抑制のための方策に関する事項等)を定めなければならない」と規定されている。

エコセメント

エコセメントとは、私たちの生活から出るごみを清掃工場で焼却した際に発生する焼却灰や汚泥等の各種廃棄物を主原料とした新しいセメント。エコセメントを有効活用することにより、廃棄物を再資源化してごみ処理負荷を軽減することができる。

エコノミックリサイクル (P 42)

東京商工会議所荒川支部が実施している事業者向けの古紙リサイクルシステム。コピー用紙、新聞紙、段ボール、その他紙製容器包装等を安価な金額で回収し、資源を有効活用している。

か行

紙製容器包装類（P 3 2 ほか）

リサイクルできる紙類のうち、雑誌や新聞・段ボール・アルミ不使用の飲料用紙容器（牛乳パックなど）を除いたもの。紙袋・お菓子等の紙箱・包装紙等がある。

カレット

空きびんを砕き、ガラスびんの原料として再利用したもの。現在利用率が約 80 % に達している。天然資源の節約や原料のガラス溶解炉で熔融時間減少により、原料を 100 % カレットにした場合、約 25 % の CO₂ の排出量が削減できる。

小型家電リサイクル法（P 1）

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。

コーホート要因法

将来推計人口における推計方法の一つで、年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。

さ行

再資源化（リサイクル）（P 1 ほか）

廃棄物となったものの全部又は一部を、もう一度資源として生かして使うこと。例えば、古紙など資源回収に出したり、再生品を使ったりすること。

再使用（リユース）（P 1 ほか）

いったん使用された製品や容器等を捨てずに再び使うこと。または製品の一部を部品やその他の製品の一部として使用すること。

30・10運動（サンマル・イチマルうんどう）（P 3 8）

会食や宴会などで乾杯後の 30 分間と、閉会前の 10 分間は席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす運動。

食品ロス（P 2 ほか）

食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。世界では、生産量の約 3 分の 1 である 13 億トンの食糧が毎年廃棄されている。国内（平成 25 年度）では、事業者からは 806 万トン、家庭からは 870 万トンの家庭系廃棄物が発生しており、そのうちの 632 万トンが可食部分（食べ残し、過剰除去等）と言われている。

3R（スリーアール）（P 1 ほか）

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年）では、循環型社会の実現に向けた、市民・事業者・行政の三者が協力して、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方を表すもの。発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再資源化（Recycle：リサイクル）の頭文字をとって、3R としている。

サーマルリサイクル (P 11)

廃プラスチック等を焼却させることにより発生する熱エネルギーを回収する方法。熱回収ともいう。回収されたエネルギーは、発電や冷暖房及び温水などの熱源として利用する。

集団回収(事業) (P 3ほか)

資源の回収に関し、町会が主体となった自主的な集団回収を区が支援する仕組みのこと。現在は120町会のうち119町会が集団回収事業を実施し、当該地域における資源の行政回収を停止した。

循環型社会 (P 1ほか)

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。まずは製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。

循環型社会形成推進基本計画 (P 1)

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされ、平成25年5月に第三次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定された。

食品リサイクル法 (P 1)

正式名称は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律。趣旨は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進する。

水銀に関する水俣条約 (P 2)

水銀および水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制する国際条約。地球規模の水銀及び水銀化合物による汚染や、それによって引き起こされる健康及び環境被害を防ぐため、国際的に水銀を管理することを目指すものである。

2013年1月19日にジュネーブで開かれた国際連合環境計画(UNEP)の政府間交渉委員会にて、名称を「水銀に関する水俣条約」とすることを日本国政府代表が提案し、全会一致で名称案を可決し、92ヶ国(含むEU)が条約への署名を行った。条約は熊本県で2013年10月19日に採択・署名された。

た行

中間処理 (P 3ほか)

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎や選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らしたり再資源化を行うことで、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

回収した資源については、圧縮・破碎・梱包等を行い、資源の堆積と重量を減らし、再資源化しやすいように処理すること。

中央防波堤埋立処分場

東京都区部の東京湾内に位置する埋立地。東京23区のごみを埋め立てる最終処分場となっている。現在埋立が可能な処分場は中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場のみとなり、埋立可能年数が残り50年とされている。

東京二十三区清掃一部事務組合（P2ほか）

23区が、都区制度改革の一環である清掃事業の移管に際し、平成12年4月1日に、可燃・不燃・粗大ごみの中間処理及びし尿の下水道の投入について共同処理を行うために設立した特別地方公共団体。「清掃一組」とも略される。

登録制

事業系資源を区が回収する場合の制度。事業者が区の資源回収を利用する際には、荒川清掃事務所で事前に登録を行ったうえで、資源回収時にごみ処理券を貼付し出す必要がある。家庭系資源とは異なり戸別に回収する。

な行

生ごみ処理機（P36ほか）

食品残さなどの生ごみを減量したり、堆肥化する機器のこと。処理槽内で微生物によって生ごみを分解するものや、電気による温風等で生ごみを乾燥させ、体積を大幅に減量させるものなどがある。

は行

廃食油（P3ほか）

使用済みの食用油のこと。廃食油をリサイクルすることにより、軽油の替わりとなるバイオディーゼル燃料（BDF）にすることができる。

廃棄物管理責任者

多量排出事業者から発生する事業系一般廃棄物の管理について権限を有する者を選任し、減量化、資源化及び適正処理に関する業務の担当者をいう。荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第52条では、「事業用大規模建築物（事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物）の所有者は、再利用を促進する等により、事業系一般廃棄物の減量を始め、廃棄物管理責任者を選任し、区長に届け出る義務」が規定されている。

また、「荒川区事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱（対象）第2条」では、事業用大規模建築物（事業用途に供する部分の延べ床面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の建築物）の所有者に対し、廃棄物管理責任者を選任するよう規定している。

廃棄物処理法（P5ほか）

正式名称は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律。廃棄物の排出抑制、適正な処理（運搬、処分、再生など）、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などを規定している。

排出事業者責任（P 5 1）

廃棄物処理法第3条に規定される、「事業者が、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」こと。自己処理責任ともいう。

発生抑制（リデュース）（P 1 ほか）

ごみになるものを作らない、売らない、買わないなどによりごみの発生そのものを抑制すること。リユース、リサイクルよりも優先される考え方

フードドライブ（P 3 7）

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動または団体のこと。

ふれあい指導（P 4 8 ほか）

ごみの排出ルールなどが守られない問題のある集積所について、その地域の区民の方と話し合いながら、ごみの適正な排出の推進や集積所の美化などに取り組む適正なごみの出し方の指導のこと。

ま行

マイ箸・マイボトル（P 8 ほか）

外出時に、持参することにより、割り箸やペットボトルなどの排出を抑制することができる、洗って繰り返し使える箸や水筒などのこと。

マイバッグ（P 8 ほか）

買い物の時に、レジ袋等を使う代わりに買ったものを入れる、環境にやさしいバッグのこと。

持込ごみ（P 1 1 ほか）

事業者が自ら又は許可業者に委託し清掃工場等に搬入する事業系のごみのこと。

もったいないレシピ（P 3 7）

余った食材を捨てずに、有効に使えるレシピ（調理法）のこと。応募したレシピ等は、区報（環境・清掃特集号）等で紹介している。

や行

容器包装リサイクル法（P 1 ほか）

正式名称は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。容リ法とも略される。家庭から出るごみの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効活用の確保を図る目的で制定された。

溶融スラグ

ごみを焼却した後に発生した焼却灰等の灰を、1,200度以上の高温で溶融し、急速に冷却してガラス状にしたもの。溶融処理をすることで、容積が灰の2分の1となる。また、ダイオキシン類も分解されており、建設資材や路盤財等として有効に利用できる。

5行

レアメタル

「地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属」のうち、工業需要が現に存在する（今後見込まれる）ため、安定供給の確保が政策的に重要であるもの。

例えば、家電等に含まれるニッケルや電池等に含まれるコバルトなどがある。

平成 29 年 3 月発行

登録 (28) 0 1 3 0 号

荒川区一般廃棄物処理基本計画 中間見直し

編集・発行 荒川区環境清掃部清掃リサイクル課
〒 1 1 6 - 0 0 0 1

荒川区町屋 5 - 1 9 - 1 荒川清掃事務所 3 階
電話 0 3 (3 8 0 2) 3 1 1 1 内線 4 7 0



あрами

あら坊

(荒川区シンボルキャラクター)